

令和6年度（2024年度）第10回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年2月27日（木）午後1時30分開会
場 所：第二水産ビル 3階 3G会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第10回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現在9名、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、遅れてご参加をいただける委員が数名おりますので、タイミングによってはもう少し委員が増えます。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

委員の皆様には事前にお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1から資料3はそれぞれ1と2、資料4は1から5、資料5と資料6はそれぞれ1から3、資料7は1から4となっております。

配付漏れ等がありましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議の流れをご説明いたします。

本日の議事は7件ありまして、うち6件が風力発電事業、1件が太陽光発電事業の審議となっております。

議事の個別説明は省略しますが、議事（1）から議事（3）は、それぞれ図書の1回目の審議となりますので、事業者に参加をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への対応を行っていただきます。また、後半の議事（4）から議事（7）は、それぞれ答申文（案）たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴の皆様及び報道機関の皆様には一時的にご退出をいただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）宮越・湯ノ岱風力発電事業計画段階環境配慮書につ

いてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である中部電力株式会社、北海道電力株式会社及びカナデビア株式会社からお願いいたします。

○事業者（中部電力株式会社） 中部電力より、（仮称）宮越・湯ノ岱風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の概要をご説明させていただきます。

まず、事業の内容については配慮書の4ページと5ページのとおりで、事業実施想定区域及び関係地域は上ノ国町になります。

発電所の規模ですが、4,200キロワットから6,100キロワットの風車を最大30基設置する計画とし、最大発電所出力は18万3,000キロワットとなります。

事業実施想定区域の面積は約32.3キロ平米であり、そのうち、風車設置想定範囲は14キロ平米となります。

風車の諸元については、21ページに記載しておりますが、ローター直径は117メートルから158メートル、ハブ高さは76.5メートルから135メートル、最大高さは135メートルから214メートルとなります。

事業実施想定区域の検討フローについては12ページから19ページに記載しております。

まず、NEDOの局所風況マップを基に、好風況の範囲を加味して、道路等の社会インフラが整備されている地域を考慮の上、エリアを設定しております。さらに、法令等の制約を受ける範囲の確認、環境配慮が特に必要な施設や住宅等の確認を実施し、区域を設定しております。

続いて、周辺の他事業です。

24ページから25ページに記載しておりますが、2024年11月時点で稼働中のものは陸上風力で3件、環境影響評価手続中のものは陸上風力で4件、洋上風力で5件ございます。

続きまして、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

ここでは希少猛禽類が主になりますが、58ページをご覧ください。

センシティブティマップより、区域を含むメッシュについては、クマタカの分布により、注意喚起レベルCに指定されております。60ページと61ページ、63ページと64ページの範囲において、ノスリ、ハチクマの渡りの記録が確認されています。66ページですが、区域及びその周囲ではクマタカの生息分布が確認されています。67ページですが、区域を含むメッシュでは、冬季におけるオジロワシ、オオワシの渡りの記録が確認されております。さらに、69ページから71ページのとおり、区域を含むメッシュでは、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサの生息が確認されております。

続いて、植生に関してですが、86ページから93ページに現存植生図を載せております。区域及びその周囲には、面積の比較的広い群落として、チシマザサブナ群団及び群集、トリアシショウマーミズナラ群集、並びに、シラカンバーミズナラ群落等が分布しております。また、区域の一部を含む天の川及びその支流の流域には、ハルニレ群落、ヤナギ低木群落、ヨシクラス等が分布しております。

続いて、94 ページから 99 ページには植生自然度図を載せております。植生自然度 10 につきましては、98 ページに示す南側の一部にササ群落があります。また、95 ページから 97 ページの天の川沿いですが、一部にヨシクラス等が確認できます。

続いて、植生自然度 9 については、主に 98 ページと 99 ページのとおりですが、チシマザサブナ群団が南側を中心に確認できます。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場についてですが、115 ページから 117 ページに記載しております。区域内においては、天の川鳥獣保護区、植生自然度 10 及び植生自然度 9 のエリア並びに保安林が該当します。

続いて、配慮が特に必要な施設等と事業実施想定区域との位置関係についてですが、140 ページと 141 ページに記載しております。配慮が特に必要な最寄りの施設については、風力発電機設置想定範囲の北西側の約 4.8 キロメートルのところに位置します河北小学校になります。最寄りの住宅等は、東側の約 0.5 キロメートルのところに位置しております。

続いて、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、各種ウェブサイトや上ノ国町へのヒアリング等により 118 ページから 123 ページに整理しております。

景観資源については 118 ページと 119 ページの表と図に、主な眺望点については 120 ページと 121 ページの表と図に、人と自然との触れ合いの活動の場については 122 ページと 123 ページに記載しております。

続いて、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてご説明いたします。

計画段階配慮事項の選定についてですが、190 ページの表中に記載の 8 項目を選定いたしました。191 ページに選定、非選定の理由をお示ししております。

また、累積的影響については、今後、具体的な予測評価手法等を検討の上、方法書以降でお示しすることを考えております。今後、可能な限り、周辺のほかの風力事業の情報把握に努めてまいります。

最後になりますが、選定した各配慮事項の評価結果についてご説明いたします。

まず、騒音と超低周波音について、196 ページから 200 ページに記載しております。

風力発電機設置想定範囲から 2 キロメートルの範囲において、環境の保全のための配慮が特に必要な施設は存在しておりませんが、198 ページと 199 ページの表と図に記載のとおり、最寄りの住宅等までの距離は約 0.5 キロメートルとなっております。したがって、住宅等へ影響が生じる可能性はありますが、騒音及び超低周波音の定量的な予測を行い、住宅等からの距離に留意して基数、配置等を検討し、重大な影響を回避、低減できる可能性があるかと評価しております。

続いて、風車の影について、201 ページと 202 ページに記載しております。

騒音、超低周波音と同様の検討結果になりますので、割愛いたしますが、影響については定量的な予測を行い、住宅等からの距離に留意して基数、配置等を検討することなどで重大な影響を回避、低減できる可能性があるかと評価しています。

続いて、動物について、203 ページから 221 ページに記載しております。

区域内には、重要な種の生息環境のほか、214 ページに示している注目すべき生息地である天の川鳥獣保護区が存在しています。したがって、影響が生じる可能性はありますが、天の川鳥獣保護区については可能な限り土地改変の最小化を図ることなどに留意することで重大な影響を回避、低減できる可能性があるとして評価しています。

続いて、植物について、222 ページから 231 ページに記載しております。

区域内には、重要な種の生育環境のほか、228 ページに示す植生自然度 10、植生自然度 9 の群落等が存在しております。したがって、影響が生じる可能性はありますが、植生自然度 10、植生自然度 9 の重要な群落については可能な限り土地改変の最小化を図ることや重要な種の生育環境に留意して基数、配置及び改変区域等を検討することなどで重大な影響を回避、低減できる可能性があるとして評価しております。

続いて、生態系について、233 ページから 239 ページに記載しております。

区域内には、235 ページと 236 ページに示すように、天の川鳥獣保護区、植生自然度 10、植生自然度 9 の群落等に加え、保安林が存在しています。したがって、影響が生じる可能性はありますが、天の川鳥獣保護区や植生自然度 10、植生自然度 9 のエリア並びに保安林については可能な限り土地改変の最小化を図ることなどに留意することで重大な影響を回避、低減できる可能性があるとして評価しています。

続いて、景観について、240 ページから 248 ページに記載しております。

景観資源についてですが、242 ページに記載のとおり、区域内には景観資源の天の川が一部含まれており、影響が生じる可能性があります。

続いて、主要な眺望点についてですが、区域内には含まれておりません。

また、眺望景観について、246 ページと 247 ページに示すとおり、主要な眺望景観の変化の程度ですが、風力発電機設置想定範囲から約 1.1 キロメートルで最も近くなる宮越内橋において垂直見込角が約 11.5 度となり、影響が生じる可能性はあります。方法書以降の手続においては、景観資源の天の川については、可能な限り土地改変の回避または最小化を図ること、眺望景観については、主要な眺望点からのフォトモンタージュを作成して影響の程度の予測を行い、基数、配置等に留意することで重大な影響を回避、低減できる可能性があるとして評価しています。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、249 ページから 252 ページに記載しております。

250 ページに記載のとおり、区域内にはまんまる桜が存在しています。したがって、影響が生じる可能性はありますが、散策路を含めた周辺エリアにおいて可能な限り土地改変の回避または最小化を図ることなどに留意することで重大な影響を回避、低減できる可能性があるとして評価しております。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局（川村専門主任）** 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明し

ます。

本配慮書は12月23日付けで受理し、本審議会には12月24日付けで諮問しております。

なお、縦覧期間は12月24日から1月31日まででした。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料1-1に沿って、1次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

資料1-2は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料1-1の3ページの質問番号2-6の②をご覧ください。

保安林に関する質問となります。事業実施想定区域に存在する範囲を可能な限り小さくなるよう検討したとされていますが、区域の大半が保安林であるため、具体的にどのような検討を行ったのかを質問しました。これに対して、事業者から、風力発電機設置想定範囲にアクセスするための輸送路としての道路拡張や改良を伴う既存道路の活用、現地の地形条件から工事用道路の新設等の可能性のある範囲を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定したとのことでした。

次に、一つ下の③をご覧ください。

住宅等について、事業実施想定区域に存在しないよう検討する必要はないと判断された理由について質問しました。これに対して、事業者から、既存道路沿い及び住宅等に隣接する範囲を工事中の風力発電設備の土地の改変を伴う一時保管箇所としての活用等の可能性を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定したとのことでした。

なお、住宅等が事業実施想定区域に含まれている箇所がありますが、住宅等を改変することは現時点では考えていないとのことでした。

次に、5ページの質問番号3-4をご覧ください。

風力発電機設置想定範囲内に断層が存在していることについて、今後どのような検討を想定されているかを質問しました。これに対して、事業者から、風力発電機の設置検討や設備設計の結果に応じて、風力発電機設置位置は当該断層から一定の離隔距離を確保すること等を検討するとのことでした。

次に、二つ下の質問番号3-6をご覧ください。

区域及びその周辺にハイリスク種であるコヤマコウモリの分布情報があることや区域周辺にカグヤコウモリの分布情報もあることを踏まえ、調査、予測及び評価をどのように実施していく予定か、事業者の見解について質問しました。これに対して、事業者から、専門家から助言、指導をいただきながら適切な調査、影響予測、保全対策の検討を行うとのことでした。

次に、7ページの質問番号3-15の①をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場であるまんまる桜について、事業実施想定区域に含ま

れることから、区域から除外するよう計画の見直しをしなかった理由について質問するとともに、直接改変の可能性についての町や地元町内会への説明状況について質問しました。これに対して、事業者から、現時点では計画の熟度が低いことから改変の可能性のある事業実施想定区域を広く設定していることもあり、区域に含めているが、今後、可能な限り土地改変の回避または最小化を図る検討を行うとのことでした。また、説明状況については、上ノ国町へは区域に含むことを説明しているが、地元町内会への説明は未実施とのことでした。

なお、まんまる桜について、6ページの質問番号3-13において、景観資源として抽出する必要はないか、また、眺望できる地点を主な眺望点として抽出する必要はないか、質問しました。これに対して、事業者から、上ノ国町へのヒアリングの際に追加すべきというご意見がなかったこともあり、抽出していないが、今後、追加の地点等のご意見をいただいた際は改めて検討するとのことでした。

次に、7ページの質問番号3-16の②をご覧ください。

事業実施想定区域周辺に位置する農業用水の取水口について、集水域を示すよう質問しました。これに対する回答は別添資料として示されていますので、資料1-2をご覧ください。

3ページに集水域が示されていますが、事業実施想定区域と一部重複していることが確認されました。

次に、資料1-1に戻っていただきまして、同じページの質問番号3-18をご覧ください。

①では、事業実施想定区域の北東部について、②では北西部について、事業実施想定区域に位置する住宅等が分かる拡大図を示すよう質問しました。これに対する回答は別添資料として示されていますので、資料1-2の4ページ及び5ページをご覧ください。

4ページでは区域内の戸数が10戸、5ページでは1戸あることが確認されております。

資料1-1に戻っていただきまして、回答文では、図書で区域内の住宅戸数を1戸としているのは誤りであり、方法書では居住実態を調査の上、正確な戸数を記載するとされております。

次に、8ページの質問番号3-21の②をご覧ください。

事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や山地災害危険地区が存在していることについて、関係機関との協議状況を質問しました。これに対して、事業者から、現時点では未実施ですが、今後、事業計画を具体化させる上で適切な時期に必要な応じて協議を行うとのことでした。

また、国有林内の山地災害危険地区について、図書に記載していなかったことから、確認結果が別添資料で示されています。

資料1-2の6ページをご覧ください。

区域北西部の地すべり危険地区や崩壊土砂流出危険地区が追加となっております。

次に、資料1-1に戻っていただきまして、同じく8ページの質問番号4-2の①をご覧ください。

ださい。

天の川鳥獣保護区の一部が事業実施想定区域と重複していることから、現時点でどのような改変を想定されているのかについて質問しました。これに対して、事業者から、工事中の風力発電設備の一時保管場所として使用する可能性を検討しており、整地及び敷鉄板敷設等による平場造成に伴う改変が考えられるとのことでした。

次に、9ページの質問番号4-6の①をご覧ください。

景観資源である天の川の一部が事業実施想定区域と重複しており、土地改変の回避または最小化を図るとされていることに対し、回避を優先的に検討されるのか、また、どのような改変を想定されているのかについて質問しました。これに対して、事業者から、工事中の風力発電設備の輸送ルートとして使用する可能性を検討しており、仮設橋梁を設置する改変が考えられるとのことでした。また、改変は可能な限り回避するよう検討するとのことでした。

最後に、10ページの質問番号4-8の①をご覧ください。

方法書以降の手続における留意事項について、景観や人と自然との触れ合いの活動の場については土地改変の回避についても留意するとされているのに対し、動物、植物、生態系ではそのような記載がないことから、天の川鳥獣保護区や植生自然度10及び植生自然度9の範囲についても土地改変の回避を検討するべきではないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、可能な限り回避を含めた土地改変の最小化を検討するとのことでした。

簡単ではありますが、本事業の資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 動物に関する配慮等が非常に大ざっぱと言うと失礼かもしれないのですが、詳しい配慮が何となくご説明から伝わってこないといいますか、はっきりとこういう感じというものを捉えることができなかったです。

上ノ国は、特にコウモリの仲間で、コヤマコウモリという固有種がバットストライクに遭っていて、コウモリ研究者や哺乳類研究者の中では問題になっている場所です。今の段階でそういった前例を検討されているのかどうか、それから、鳥獣保護区にかかっているのですが、そこを除くことはできないのかどうか、その二つを教えてくださいたいです。

○事業者（株式会社テクノ中部） まず、一つ目のご質問に回答させていただきます。

コヤマコウモリの衝突事例についてですが、我々も他事業の情報収集をしておりますし、

さらには、配慮書の有識者ヒアリングにおいても、衝突事例があるので、注意すべき、特に事業区域の南部方面にコヤマコウモリの生息地があるというご指摘をいただいております。

今後、実際の現地の状況も確認して、さらに、方法書に向けては、再度、有識者のヒアリングを踏まえ、調査手法を検討してまいりたいと考えております。

○押田委員 分かりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、鳥獣保護区について、よろしくお願いいたします。

○事業者（中部電力株式会社） 鳥獣保護区については、事業実施想定区域の北西の端に存在しております。ここに風車を設置することはもちろん考えていませんが、一部、輸送路や工事に使う資材の仮置き場などを検討していたところです。方法書以降では、まずは回避を前提に検討していくことで考えております。

○押田委員 できるだけ影響がないようにするといいかないと思いますので、ご検討を引き続きよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○石井委員 私からの質問といえますか、リクエストといえますか、地元との関係のことについてです。

先ほどの質問事項と事業者回答を見ますと、まんまる桜のことがありましたし、星空観察のこともあったかと思えます。上ノ国町に留意してほしい場所についてヒアリングをしているみたいですが、全国・全道的に有名な誰もが知っている名所はもちろん、やっぱり地元の方のシンボリックなものに配慮をしていただきたいのです。私も調べているのですが、そうしたことへの配慮が足りないと地元とのやり取りが難しくなってしまうという傾向があります。ですから、まんまる桜に限らず、地元の方の心配事項にしっかりと応えるように配慮していただけたらと思います。

そういった点も含め、今の上ノ国町とのやり取りの状況、あるいは、そのほかの団体等へのヒアリングなど、今後の予定について教えていただけませんか。

○事業者（中部電力株式会社） これまでも、上ノ国町や地権者の皆様をはじめ、ご意見を聞きながら配慮書を作成してまいりましたが、例えば、まんまる桜についてはこれから地権者説明を行っていく段階です。

まんまる桜については配慮書の段階で事業実施想定区域に入れ込んでいますけれども、今後、回避を優先的に検討していきます。その上で、事業の全体については、地元の地権者様などの皆様に、しっかりとご説明をしていく所存でございます。

また、星空観察に関してもご意見をいただいたところですが、こちらは配慮書の段階では記載しておりませんでした。今後、星空観察をしているような場所が周辺にないか、上ノ国町をはじめ、専門家の皆様にも確認し、影響が出るようでしたら、方法書以降の手続においてしっかりと調査、予測、評価を行いたいと思います。

○石井委員 待ちの姿勢ではなく、積極的に働きかけ、いろいろなことを聞き出すという

スタンスでやっていただけるといいかと思いました。

○澁谷会長 ほかにございますか。

○桂委員 47 ページに表層地質図が載っているのですが、地質を見ますと、火山角礫岩（かざんかくれきがん）、凝灰角礫岩（ぎょうかいかくれきがん）、あるいは、第三紀の泥岩となっており、断層も入っているという状況です。この地質や断層を見る限り、地滑りや山崩れが起きやすい場所ではないかなと思います。

今回、配慮書に載っている地形図だと、本当にそういうことが起きている場所なのか、何とも言えないのですが、恐らく丹念に見ていくと、昔に起きたような痕跡みたいなもののがかなり出てくるのではないかと思っています。これから計画の具体的な内容を精査されるとき、そこにも注意し、かなり地盤が脆弱化しているような場所だという認識を持って計画していただけるようお願いできればと思います。

○事業者（株式会社テクノ中部） 47 ページの地質図、そして、断層の確認状況についてご報告させていただきます。

まず、表層地質図については、国交省のサイトで掲載されているものをそのまま掲載しておりまして、その中に地質の区分、それから、断層の位置等ございますけれども、日本の活断層という書物で確認したところ、この範囲の中にある断層とされるものは活断層ではないということを確認しております。

○事業者（中部電力株式会社） 補足いたします。

断層については、今申したとおり、確認をしておりますけれども、今後、風力発電機の設計や工事計画の段階におきまして、設備の設計結果に応じて、風力発電機設置位置等について当該断層から一定の離隔距離を確保するなど、まず、設計をした上で離隔距離も考慮の上、しっかりと検討していきたいと思っております。

また、ご意見をいただいたとおり、山が脆弱な可能性もありますので、風力発電機の設置位置のみならず、工事用道路の設置など、その他造成の設計検討時にも考慮したいと思っております。

○桂委員 土砂災害警戒区域や砂防指定地などはなるべく外すようにしていただけたらと思うのですが、そういうところにかかっている場合でも、過去に地すべりが起きている場所や起こる可能性が高いと思われる場所がかなりありそうなエリアなので、ぜひ慎重にお願いできればと思います。

○澁谷会長 ほかにございますか。

○松島委員 植生についてです。

リストを見ますと、重要で絶滅の危機に瀕しているような種が結構見られていますので、調査されるとき、特に改変が予定されているような場所の植生はきちんと見るようにしていただければと思います。

植生自然度 10 や植生自然度 9 がよく取り沙汰されますけれども、道端の環境でも定着しているような種が結構ありますので、そういうところもきちんと見るようにしていただければ

ればと思います。

○事業者（中部電力株式会社） ご意見をいただいたとおり、植生自然度が高いところのみならず、道端などにも希少な植物がないか、今後の方法書以降の段階において、しっかりと調査を実施したいと考えております。

○澁谷会長 私から1点だけコメントをいたします。

現在、まだ事業実施想定区域なので、広く囲われているということは理解していますが、最寄りの住宅まで500メートルというのは非常に近い距離ですので、できるだけ施設との離隔距離は十分に取りように検討を進めていただければと思います。さすがに500メートルは近過ぎるかなと思いますので、よろしくお祈いします。

それから、天野川はアユなども生息している河川だったと思います。北海道では道南に限定的な魚種でもありますので、工事に伴う濁水の発生にも十分に留意していただければと思います。

○事業者（中部電力株式会社） 今回の住居との離隔距離のことについてです。

我々が今想定している風車の設置範囲からは500メートルですが、実際に風車を建てる位置はもう少し離隔距離を取れると思っています。今回お示した範囲での距離を示しますと500メートルとなりますが、実際には十分な離隔距離が取れるように計画したいと思っています。

○事業者（中部電力株式会社） 次に、天野川の件です。

非常にきれいな川で、アユが生息しているかもしれないとのご意見をいただきました。今後、工事の段階では、一般的に行われていることですが、調整池を設ける、あるいは、濁水を処理した上で河川に流すなど、さらには、川に流れないようにすることも考えられます。今後の工事計画や事業計画の検討の際に具体化したいと思いますので、よろしくお祈いいたします。

○澁谷会長 天野川はきれいな河川であり、地元の人たちもそれを意識しているといひますか、そういう価値観を持っているかと思ひますので、よろしくお祈いします。

ほかの委員の方からご質問等はござひませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご質問やご意見がないようですので、本議事についての審議はこれにて終了といたします。

事業者の皆様は会場及びZoomからの退席をお願いいたします。

続きまして、議事の（2）に入ります。

本日が第1回目の審議となる（仮称）島牧風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である島牧ウインド合同会社からお願いいたします。

○事業者（島牧ウインド合同会社） 事業の内容についてご説明させていただきます。

風車諸元は、3 ページの 2.2.3 にありますとおり、風力発電所出力は最大 14 万キロワット、風力発電機の単機出力は 4,200 キロワットから 6,100 キロワット程度とし、風力発電機の基数は最大 33 基であります。

関係町村は、同じく 3 ページの 2.2.4 にありますとおり、北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町・黒松内町になります。

続きまして、事業実施想定区域の検討フローになります。

12 ページの 2.1 に示すとおり、検討対象エリアを設定した後、四つの確認事項を経て事業実施想定区域を設定しています。すなわち、事業性配慮の観点から、風況条件及び社会インフラ整備状況を確認し、制約確認の観点から、法令等の制約を受ける場所を確認し、最後に、環境配慮の観点から、環境保全上留意が必要な場所を確認しています。

周辺の他事業についてです。

事業実施想定区域周辺における他事業は、44 ページの 2.2.8 の 1 に示しております。本事業の風力発電機の設置予定範囲は、（仮称）島牧美川・折川ウインドファーム事業及び（仮称）北海道（道南地区）ウインドファーム島牧と重複しています。また、（仮称）月越原野風力発電事業計画及び（仮称）島牧ウインドファーム事業と事業実施想定区域が重複しています。

以上が事業の内容になります。

○事業者（日本気象協会） 事業実施想定区域及びその周囲の概況について、日本気象協会の太田から説明させていただきます。

まず、動物についてです。

希少猛禽類については、76 ページのセンシティブティマップをご確認ください。

事業実施想定区域に含むメッシュは情報なしとなっております。

78 ページから 85 ページに渡りを掲載しております。

ケアシノスリ、ノスリ、ミヤマガラスが事業実施想定区域及びその周囲を通過している可能性があります。86 ページから 88 ページにおいて、北海道の猛禽類として、ハチクマ、オジロワシ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサの分布が確認されており、事業実施想定区域のメッシュにおいては、ハチクマ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサについての生息が確認されております。

植生については、100 ページに示すとおり、事業実施想定区域の北側には、植生自然度 9 であるブナクラス域自然植生のエゾイタヤシナノキ群集や植生自然度 7 であるブナクラス域代償植生のカシワ群落などが分布しております。また、事業実施想定区域の南側には植生自然度 9 であるブナクラス域自然植生のチシマザサブナ群集や植生自然度 7 であるブナクラス域代償植生のダケカンバ群落などが分布しております。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場については、129 ページに示すとおり、植生自然度 9 及び植生自然度 10 に該当する植生、保安林及び保護林が事業実施想定区域内に存在しております。

続いて、配慮が特に必要な施設と事業区域との位置関係ですが、163 ページと 164 ページの表と図をご確認ください。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 0.5 キロメートルの位置にある島牧柏光園です。また、事業実施想定区域及びその周囲における住宅等の配置についてですが、最寄りの住宅までの距離は約 0.5 キロメートルとなっております。

続いて、景観は 130 ページをご確認ください。

眺望点の概要は、表と図のとおりで、本目岬、歌島高原、弁慶岬、道の駅みなとま〜れ寿都、ふれあい交流センターおあしすなど、12.1 キロメートルを目安に抽出しました。

景観資源は 133 ページのとおりで、周囲に段丘や溪谷がありまして、位置関係は 134 ページと 135 ページの図のとおりとなっております。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場については、136 ページと 137 ページのとおりです。

事業実施想定区域及びその周囲における人触れの場として、歌島高原をはじめ、5 か所を確認しております。

続いて、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果をご説明いたします。

初めに、計画段階配慮事項の選定項目については 218 ページ、非選定項目とその理由は 219 ページのとおりで、本事業では、騒音、超低周波音、風車の影、海域に生息するものを除いた動物と植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の 8 項目を選定しております。

なお、重要な地形、地質については、事業実施想定区域に存在しないことから非選定としております。

続いて、累積的な影響の調査についてです。

周辺他事業との位置関係は 45 ページに掲載しております。

周辺他事業との累積的な影響に関しましては、他事業の情報収集に努め、それぞれの環境影響評価手続の進捗状況も勘案し、今後、検討を進めてまいります。

続いて、騒音及び超低周波音の評価結果ですが、230 ページのとおりです。

図書に記載している事項に留意することで重大な影響を実施可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

風車の影の評価結果についても 232 ページのとおりで、図書に記載の事項に留意することで、重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

続いて、動物です。

動物の評価結果は 261 ページのとおりです。

河川、水辺、湿地帯及び海岸等の水域を主な生育環境とする重要な種についてですが、河川等の直接改変を行わないことから、生息環境の変化に伴う重大な影響はないものと評価いたしました。ただし、沢筋等に生息する重要な種については、その一部が直接改変さ

れる可能性があるため、自然環境の変化に伴う影響が生じる可能性がございます。

樹林、草地、耕作地等及び市街地等を主な生息環境とする重要な種については、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があります。

また、コウモリ類や鳥類については、事業実施想定区域上空を利用する可能性があることから、施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクが生じる可能性がございます。しかしながら、今後、事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、図書に記載の事項に留意することで重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

続いて、植物です。

植物の評価結果を 279 ページに示しております。

沿岸を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に生育環境が存在しないこと、河川、水辺、湿地帯、海岸帯を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域に河川や水辺等の水域が存在するものの、直接改変は行わないことから、重大な影響はないものと評価しております。

また、保護林については、事業実施想定区域に含まれるものの、保護林制度に基づき、直接改変は行わない計画とすることから、重大な影響はないものと評価しております。

樹林、草地を主な生育環境とする重要な種及び植生自然度 10、植生自然度 9 に相当する自然植生については、その一部が改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がございます。しかしながら、今後、事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、図書に示す事項に留意することで重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

続きまして、生態系です。

生態系の評価結果は 284 ページに示しております。

自然公園については、事業実施想定区域外に位置しており、直接改変を行わないことから、重大な影響はないものと評価いたしました。

また、保護林について、先ほどと同様ですが、事業実施想定区域に含まれるものの、保護林制度に基づき直接改変を行わない計画とすることから、重大な影響はないものと評価しております。

保安林、植生自然度 10 及び植生自然度 9 に相当する自然植生については、事業実施想定区域に存在しており、その一部を直接改変することから、重要な自然環境のまとまりの場への影響が生じる可能性があります。今後、事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、風力発電機の設置対象外範囲を設定することに加え、図書に示す事項に留意することで重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

続いて、景観です。

景観の評価結果は 297 ページにあります。審議会の事前質問の質問番号 4-9 にて評価

結果の記載内容を修正しました。方法書以降、記載内容を変更したものを掲載してまいります。内容については、お手数ですが、資料 2-1（事前質問）の質問番号 4-9 を確認していただけますと幸いです。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場の評価結果は 300 ページのとおりです。

歌島高原以外の地点については、いずれも直接的な改変は生じないことから、重大な環境影響はないと評価しました。歌島高原については一部に直接的な改変が生じる可能性があります。今後、図書に示す事項に留意することで重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

○**澁谷会長** 次に、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（石田係長）** まず、本事業についてのアセス手続に係る経過ですが、本年 1 月 9 日に図書を受領し、1 月 14 日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が 1 回目の審議となります。

なお、図書の縦覧期間は 1 月 10 日から 2 月 11 日まででした。

それでは、資料 2-1 を用い、本事業に関する 1 次質問及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明いたします。

なお、資料 2-2 は、資料 2-1 の質問番号 3-7 の回答に関する別添資料となりますが、説明は割愛をさせていただきます。

まず、資料 2-1 の 1 ページの質問番号 1-2 をご覧ください。

こちらはウェブサイトにおける図書の公表についての質問ですが、公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可とされており、広く意見を求められるよう印刷可能とすることや継続公表による利便性の向上について伺いました。これに対して、事業者から、本配慮書はあくまで現段階での事業計画などをまとめたものであり、更新の可能性があるため、縦覧期間終了後に更新前の計画案をそのままご覧いただくと、かえって誤解を招くことにもなりかねないため、縦覧を一旦終了しているが、環境影響評価手続の最終段階である評価書については継続公表に努める旨の回答がございました。

次に、2 ページの質問番号 2-5 と併せ、図書の 134 ページをご覧ください。

図にありますとおり、事業実施想定区域は景観資源の区域と一部重複しており、区域から景観資源がある箇所を除外して区域設定しなかった理由を伺いました。これに対して、事業者から、配慮書段階では事業可能性確保の観点や区域を広めに設定することで複数案を検討していることから、景観資源を含めた上で事業実施想定区域を広めに設定しているが、これらについては今後計画を進めていく中で可能な限り改変を回避または低減をするよう検討する旨の回答がありました。

次に、資料 3 ページの質問番号 2-7 の①と併せ、図書の 32 ページをご覧ください。

図書の 32 ページの図にありますとおり、事業実施想定区域は保護林である寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林を含んでいる状況であり、現時点で改変を行わない方針としてい

るにもかかわらず、当該保護林を区域に加えた理由を伺いました。これに対して、事業者から、先ほどと同様、配慮書の段階では事業可能性確保の観点や区域を広めに設定することで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定していることに加え、隣接する道路を活用する計画であることから、保護林を区域から除外していない旨の回答がありました。また、②のとおり、今後の現地調査において、保護林の外周域においてもカシワの樹木が確認された場合、伐採を可能な限り回避するなどの配慮を検討する旨の回答がありました。

次に、資料の4ページの質問番号2-15と併せ、図書の45ページをご覧ください。

図書の45ページの図にありますとおり、本事業区域の周辺では稼働中もしくは計画中のほかの事業が多数ある状況であり、他事業者から情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えられるため、現在までの他事業者との協議状況等について確認をしました。これに対して、事業者から、まだ初期段階であるため、他事業者と協議を実施していないが、今後、方法書の作成段階で他事業者との情報交換や協議等の実施を検討する旨の回答がありました。また、累積的影響の調査について、周囲の他事業の進捗状況にもよるが、騒音、風車の影、景観について検討をしており、また、猛禽類及び渡り鳥については各調査定点からの視野範囲内に他事業が含まれるかどうかという観点で対象とするかを検討する旨の回答がありました。

次に、資料の6ページの質問番号3-12をご覧ください。

事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の設定に当たって、利害関係者との協議を実施したか、状況を伺いました。これに対して、事業者から、現時点では特に利害関係者との協議は行っていないとのことで、今後、方法書作成段階において、関係町村の水道所管部局及び農業団体との協議を行っていく予定であるほか、漁業団体との協議については漁業団体へのヒアリングを行った上で必要に応じて具体的な協議を行っていく予定である旨の回答がありました。

次に、図書の293ページをご覧ください。

図の区域北部にあります四角の白抜きで②歌島高原と書かれたものについての質問でして、資料2-1に戻りまして、9ページの質問番号4-9の②をご覧ください。

景観に係る評価の部分で、図書では、②歌島高原については、事業実施想定区域に含まれることから重大な影響が及び得る可能性があるが、ビュースポットの直接改変を回避する計画としていることから、重大な影響は低減されていると評価すると記載されており、このことに関連して、1)では、ビュースポットとしている範囲について、2)では、直接改変を避けるとはビュースポットそのものの範囲の改変を避けることを想定しているのかを伺いました。これに対して、事業者から、1)については、公式ホームページの情報から、NHK中継所付近がビュースポットであると考えているが、展望台はなく、眺望するための立ち位置は特定されていないため、具体的にビュースポットの範囲を示すことはできない旨の回答があり、2)については、眺望するための立ち位置は特定できないものの、

眺望するための場（機能）が消失するような改変を避けることを想定している旨の回答がありました。

次に、次のページの質問番号 4-12 をご覧ください。

同じく、歌島高原についての質問です。質問事項の文章の中ほどになりますが、歌島高原においては、295 ページでは垂直視野角 90 度以下とされており、景観に重大な影響を及ぼすことが懸念されるが、環境融和塗色を施すなどの対策で重大な影響の回避または低減は可能なのか、伺いました。これに対して、事業者から、配慮書においては、②歌島高原のビュースポットから最も近い位置に風力発電機が建設されたと仮定し、また、地形及び植生による遮蔽を考慮していない予測結果を図書では示しており、景観においては、垂直視野角のみならず、現地調査結果を踏まえた主要な眺望点の利用状況及び主眺望方向といった複数の要因を踏まえた評価結果が重要であると考えており、垂直視野角が大きくても利用状況や主眺望方向に配慮した事業計画とすることで景観への影響を低減できるものと考えている旨の回答がありました。

簡単ではありますが、1 次質問と事業者回答の説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成をメールにてご依頼したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの図書概要の説明と併せ、ご審議についてどうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○石井委員 事業者回答のところに、今の段階では事業可能性の確保の観点や区域を広めに設定するなど複数案検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しておりという質問に対する回答が幾つかあったと思うのです。事業をする側からすると広めに設定するということがいいのかもしれませんが、そこに気になるポイントなどが最初から入ってしまっている図や情報がひとり歩きをして、地元の方に間違った情報として捉えられる可能性も否定はできないと思うのです。そういったちょっとした情報から、こういったところに建てる予定だぞみたいな感じで言われてしまうと、事業者にとってはマイナスですし、今は広めに考えているからで、そういうところは除外されるのだということが地元の住民になかなか伝わらない可能性もあると思うのです。

今後、地元とのいろいろなやり取りを思うのですが、早い段階でそうしたことを回避するためにそうした図をできるだけ除外するほうが好ましいと僕は思うのですが、それについてはどのようにお考えですか。

○事業者（島牧ウインド合同会社） 風車の配置等に関してはこれから地元の皆様と十分にコミュニケーションを図らせていただき、地元の方々としてここは避けてほしいという箇所がありましたら、計画に前向きに反映したいと考えております。実際に計画を煮詰めるのはこれからですが、今から慎重にご相談をさせていただければと思っております。

○石井委員 いろいろ資料がありますと、地元では、言った、言わない、あるいは、こんな情報があるなど、そういったことにもなり得ますので、慎重に進めていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 先ほど出てきた歌島高原についてです。

ビューポイントの代表的な場所としてNHK中継所があるというお話でした。地図を見ると、北側のところに中継所があり、その付近に風車を建てると電波障害のかなり大きな要因になるのではないかと思うのですが、今のところ、それについては検討されていないのでしょうか。

景観だけではなく、電波障害についてのご見解をお聞かせいただければと思います。

○事業者（島牧ウインド合同会社） おっしゃいますとおり、歌島高原のほうには電波が通っていることは把握しており、そこはこれから詰めていくのですが、基本的には電波がどちらからどの方向に出されているかを確認し、遮蔽にならないような配置をこれから検討していきたいと思っていますし、電波障害についても最大限注意して計画を立てたいと思います。

○松島委員 よく調べて対応していただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 図書に対する質問といいますか、意見ですが、258ページの表の4-3-16(1)の動物の重要な種への影響の予測結果についてです。

水辺の中に入っている鳥類について、水辺については直接的な改変を行わないので、生息環境の変化に伴う影響はないと予測されていますが、このうち、オジロワシに関しては、専門家意見を受け、樹林地のほうも入っていますよね。それ以外に、例えば、ミサゴは林で営巣しますし、オオワシも樹林地でねぐらをつくりますし、止まり行動をします。それから、オシドリは樹洞営巣ですし、ヤマシギも林内で営巣、繁殖します。ですから、これらについては林が改変を受けると生息環境としても変化が生じることがありますので、樹林に関しても評価していただきたいと思います。

○事業者（日本気象協会） オジロワシについては確かに営巣地として樹林もかかってまいますし、ミサゴも沿岸ということがあります。オジロワシについては樹林のほうに記載しておりまして、予測は行っていますので、そのほかの種についても見直したいとは思っています。

なお、現地調査に当たっては、実際の出現状況を把握して予測、評価していきたいと考えております。

○白木委員 影響を受ける種ですので、よろしくをお願いします。

○澁谷会長 私からもお聞きします。

図が探せなくなってしまったのですが、防災上配慮が必要な図はどこにあったでしょうか。213ページでは、例えば、崩壊土砂流出危険区域が分布していますし、土砂災害警戒

区域等も入っています。地形的に結構厳しいところなのだろうと思いますが、こうした指定されている地域に対し、現段階ではどのようにお考えでしょうか。

○事業者（島牧ウインド合同会社） 現段階で風車の配置はまだ決定しておりませんが、防災上配慮が必要なエリアについては、極力、配置あるいは改変を避けるような計画となるようにしたいと考えております。

○澁谷会長 たしか最大 33 基という予定になっていまして、基数としては結構多い事業計画ですので、相当慎重に進めていただかなければいけないだろうと思います。赤の斜線のあるところ、また、青線も危険地区なのだろうと思うのですが、このように囲むような感じの地域もあります。私は地質のことまでは分からないのですが、渡島半島は結構軟弱なところが多いので、相当慎重に進めていただかなければいけないかなと思います。十分にご留意をお願いします。

それから、先ほどの Q&A の質問番号 4-12 の対するご回答のうちの歌島高原についてです。垂直視野角が大きくても利用状況や主眺望方向に配慮した事業計画とすることで景観への影響を低減できると考えておりますというご回答ですが、正直、これでは何をおっしゃっているのかが分かりません。目の前に、場合によっては高さ 200 メートルくらいのでかい風車が建つわけですよね。眺望方向は海のほうかもしれませんけれども、そこに 200 メートルのものを建てても環境あるいは景観への影響を低減できるということが成り立つということが分かりません。これについて分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 具体的なことは 2 次質問の際に回答させていただければと思いますが、会長が今おっしゃったように、主な眺望方向が定められていますので、例えば海が見たいといった目的で来た場合であっても、景観を侵さないように風車の配置等を検討するという旨の回答です。

○澁谷会長 それはちょっと無理がありますよね。風車が目に入らないようにするというのは無理な話ですし、そういう地点から距離を取っていただくというのが一番いいと思います。今のようにならぬお答えのしようがないのだろうと思うのですが、それで納得できますかと言われると無理があるなと思いますので、ご検討をいただければと思います。

ほかにございませんか。

○松島委員 2 次質問の際にご回答をいただけるという話だったのですが、今の会長からのご質問に対するお答えについてです。

主要な眺望方向というのは一体どうやって決められているのかという疑問があるのですが、主要な眺望方向というのはどう選ばれたのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 公的なホームページやパンフレットで紹介されている眺望方向を参考にして選定しております。

○松島委員 分かりました。

ただし、ほぼ 360 度見渡せるような環境の場合、例えば、開陽台のように、どちらを向いても眺望が開けているようなところは恐らく全方向が眺望方向になると思うのです。も

ちろん、そのことをホームページに掲載するわけにはいかないのですが、特にその中で推したい方向を何枚か選んでいると思うのです。そういった点も含め、眺望方向について、この場所は注意が必要だと思います。

実際、ほかの案件を見ても、ここをあまり選定されていないというのはそれなりのハードルが高いからといいますか、南側のほうにどうしても集中させざるを得ないという事情があるからだと思いますので、注意して今後の評価をしていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を以上で終了といたします。

事業者の皆様は会場及び Zoom からのご退席をお願いいたします。

続いて、議事の(3)に移ります。

本日が1回目の審議となる(仮称)小平町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者であるENEOS リニューアブル・エナジー株式会社からお願いいたします。

○事業者(株式会社環境管理センター) それでは、本件方法書の説明について、環境影響評価を担当しております環境管理センターの渡邊から説明をさせていただきます。

まず初めに、事業概要についてです。

本事業については、北海道留萌郡小平町の西側に位置します。

風力発電所の出力としては約8万5,400キロワット、単機定格出力で4,200キロワットから6,100キロワット級の風力発電機を最大17基程度設置する計画として、こちらは配慮書段階から変更はございません。

方法書の3ページと4ページの内容になります。

続いて、方法書の13ページ、風力発電機の諸元になります。

風力発電機については、ローター直径で140メートルから160メートル、ハブ高で100メートルから120メートル、最高高さで170メートルから190メートル程度となっております。こちらについても配慮書段階から変更はございません。

変電所の位置等については、現在、検討中となっております。

続いて、周辺他事業の状況ですが、方法書の18ページをお願いいたします。

対象事業実施区域が位置しております小平町内には大型の風力発電機の設置はございませんが、南側に隣接する留萌市内の留萌港三泊地区に風力発電機が2基設置されております。こちらは対象事業実施区域から約6.4キロメートル程度の位置関係となります。

続いて、19ページと20ページで方法書段階における環境の保全の配慮に関わる検討の経緯及びその内容等についてご説明いたします。

配慮者段階からの区域の絞り込みについて、概略的に説明をさせていただきます。

方法書段階における区域の絞り込みですが、19 ページにお示ししております三つの観点から絞り込みを行っております。

まず、①として、海岸線から2キロメートルの範囲を除外しております。こちらは、オジロワシやオオワシといった海ワシ類の飛翔ルートに配慮することによるものです。また、②として、対象事業実施区域北西側を除外しております。配慮書段階で事業実施想定区域内にヤナギ高木群落やハルニレ群落といった植生自然度9、植生自然度10といった重要な植物群落の生育が確認されているからで、これに対する配慮ということで、可能な限り改変を避けることによるものです。最後に、③として、河川、川筋等を除外しております。配慮書段階で濁水を懸念するような町長意見が上がっておりますので、可能な限り周辺の河川、川筋から離隔距離を確保します。配慮書段階で約3,150ヘクタール程度を設定していたものの、方法書段階では約750ヘクタール程度に絞り込みます。

続いて、対象事業実施区域周辺の地域の概況について概略的にご説明させていただきます。

まず初めに、動物に関する注目すべき生息地について、67ページと68ページに情報を示しております。

対象事業実施区域外、その周辺については、道指定の鳥獣保護区として小平町本郷公園鳥獣保護区が南側から約1キロメートル離れたところに設定されておりますが、そのほか、国立公園や特定公園のような自然公園地域等は設定されておられません。

続いて、ページを少し戻りまして、57ページですが、センシティブティマップ、注意喚起メッシュ及び重要種の分布状況についてお示ししております。

まず、注意喚起メッシュについては、対象事業実施区域を含む小平町及びその周辺市町の日本海側で、海岸線に沿ってオジロワシ、オオワシが確認されております。また、ページをめくっていただきまして、58ページに同じくセンシティブティマップの集団飛来地を載せております。対象事業実施区域の南側の一つ挟んで隣接する増毛町が位置するメッシュに海ワシ類の集団飛来地が確認されております。

続いて、右の59ページの鳥類の渡りルートについてです。左の上段にオオハクチョウ、中ほどにマガンなどの水鳥のルート、右の下段に海ワシ類といった渡りのルートがあり、日本海側の地域を南北に移動するようなルートが確認されております。

続きまして、植物について、現存植生図を72ページに示しております。

広域の図でお示ししており、一部、拡大の図を73ページ目以降にお示ししております。

72ページの現存植生図にお示しのとおり、対象事業実施区域内は薄い緑色で示される16のシラカンバーミズナラ群落と、茶色の26のトドマツ植林が占めている状況となっております。このうち、重要な植物群落に該当するものを87ページにお示ししております。

対象事業実施区域内で確認されております重要な植物群落、植生自然度9、植生自然度10については、ササ群落、オオヨモギーオオイタドリ群団、エゾイタヤミズナラ群落、ハルニレ群落、ヤナギ高木群落、ヤマハンノキ群落などとなります。

続いて、景観について、99 ページをお願いいたします。

対象事業実施区域周辺の主要な眺望点の状況について、周辺で 15 地点程度を選定しており、そのほとんどが海岸線に沿って分布している状況です。

104 ページです。

続いて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況についてお示しをしておりますが、おおむね日本海側の海岸線に沿って多く分布しているといった状況です。対象事業実施区域周辺の西側には、望洋台スキー場や望洋台キャンプ場といったレジャーを楽しむ施設が分布しております。

続いて、117 ページの配慮が特に必要な施設の配置状況になります。

小平町の中心地に配慮が必要な施設がまとまっておりますが、海岸線近くの西側に教育施設や福祉施設が位置しています。なお、最寄りの配慮施設については、⑨の陽光園まで約 1.6 キロメートル程度あるといった状況です。最寄りの民家についてですが、対象事業実施区域南側、地図上の机上計算にはなりますが、約 10 メートルのところに位置しております。

続いて、246 ページの環境影響評価の項目の選定についてです。

対象事業実施区域周辺の状況と事業内容を加味し、本事業の内容が一般的な事業の内容と同程度と考えられることから、風力発電所の参考項目を参考として項目を選定しております。

非選定とした項目は 249 ページの表にお示ししておりますが、建設機械の稼働に関わる水質、底質、重要な地形、地質、海域に生息、生育する動植物、放射線の量については非選定としており、その理由はこちらのページの表中に記載するとおりです。

調査、予測、評価の手法については、時間の関係上、割愛させていただきますが、一部、質問事項及び事業者回答の中でも触れている質問番号 1-1、前倒し調査を行っている猛禽類について、方法書の 300 ページに調査地点の状況をお示ししております。

質問事項に記載のとおり、前倒し調査を 2024 年 1 月から実施しております。有識者ヒアリングでも周辺でオジロワシの生息があるというご助言をいただいておりますが、本件の調査においても、その営巣地等の位置は確認しておりますので、引き続き、調査を実施していきます。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（石田係長） 本事業は、昨年、配慮書に係る審議を行い、9 月 4 日付で道知事から事業者宛てに意見書を送付したのですが、次のアセス手続となる方法書を昨年 12 月 26 日に受理し、本年 1 月 14 日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日は方法書に係る 1 回目の審議となります。

なお、方法書の縦覧期間は昨年 12 月 27 日から本年 2 月 4 日までの期間でした。

それでは、本事業に関する 1 次質問及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明い

たします。

資料 3-1 をご用意ください。

まず、1 ページの質問番号 1-3 の①をご覧ください。

図書の公表について、ウェブサイトにおけるインターネットでの公表期間は縦覧期間最終日までとし、ダウンロードや印刷については不可としていました。こちらについて、広く意見を求められるよう印刷可能とすることや継続公表による利便性の向上について伺いました。これに対して、事業者から、図書情報の盗用や不正な利用等のおそれがあるため、控えているが、今後、地域住民から要望があった場合は期間の延長を検討する旨の回答がありました。

次に、資料 2 ページの質問番号 2-2 をご覧ください。

環境影響防止のための風力発電機の機能や規模についての質問をしております。これに対して、事業者から、バードストライクやバットストライクの防止のため、①のとおり、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作することが可能な機種の中から選定する見込みであり、また、②のとおり、重大な影響が考えられる場合には、規模縮小など事業計画の見直しの検討をすることのほか、③のとおり、騒音対策のため、ギアレスの風車やその他低騒音モードなどのオプションがある機種の中から選定する見込みである旨の回答がありました。

次に、資料 7 ページの質問番号 6-5 の②をご覧ください。

専門家から、風況ポールに設置したバットディテクターのカウント数と事後の衝突数について、必ずしも相関するとは限らず、また、バットディテクターで正確に感知できない種もいる可能性があるため、赤外線ビデオカメラや LED ライトでの同時測定をすることを検討するとよいとの意見を受けておりますが、これらの調査手法について、図書に記載される調査内容には含まれていないため、事業者が検討した結果を伺いました。これに対して、事業者から、高空飛翔調査 A に加えて、高空飛翔調査 B の調査を追加したほか、任意踏査や目撃フィールドサイン、捕獲調査を適切に実施することで可能な限り精度の高い調査結果を得られるよう検討したとの回答がございました。

次に、同じページのその下の質問番号 6-6 の①をご覧ください。

専門家から、渡り鳥の渡来数や飛行経路については年度変化が大きいため、可能であれば猛禽類と同様に 2 期調査の実施が望ましい旨の意見を受けていることについての事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、猛禽類調査時において、併せて渡りの状況を記録することにより調査結果を補完する考えである旨の回答がありました。

また、次の②では、可能な範囲でレーダーやサーマルスコープによる調査を実施してはどうかとの専門家の意見を受け、そのような機器を活用する予定はあるのか、伺いました。これに対して、事業者から、夜間調査においては可能な範囲でサーマルスコープなどの暗視機器を使用する考えである旨の回答がありました。

次の③では、生態系の項目に係るカラ類の餌資源量調査に関し、昆虫の幼虫の生息状況

については、調査する年によって結果が大きく異なる場合があるとの専門家意見を受け、調査結果が平年の結果となっているか、検証する予定かを伺いました。これに対して、事業者から、準備書段階において専門家にヒアリングを実施し、結果の妥当性について確認する想定である旨の回答がありました。

次に、資料の 8 ページの質問番号 6-9 の①をご覧ください。

専門家から、早春季調査は実施することが望ましいという意見を受けている一方で、植物相の調査期間は 5 月からとなっていることについて伺いました。これに対して、事業者から、本事業地域においては積雪量が多く、雪解けの時期を考慮した調査月を記載しているが、専門家意見を踏まえた上で、実際の調査においては融雪期に合わせた早春季を含む調査の実施を計画している旨の回答がありました。

次に、資料 10 ページの質問番号 6-18 の①と併せ、図書の 276 ページの図をご覧ください。

建設機械の稼働及び施設の稼働に係る騒音調査地点についての質問ですが、対象事業実施区域の南側に位置する最寄りの住居の付近、図で言いますと、環境 4 の上の辺りの位置に調査地点を設定する必要がないか、事業者に伺いました。これに対して、事業者から、当該エリアの付近には河川、水路があり、流水音による影響を受ける可能性があるため、当該地域（農村集落）における代表的な騒音を把握する考えである旨の回答がありました。

次に、資料の 13 ページの質問番号 6-37 と併せ、図書の 299 ページの図をご覧ください。

一般鳥類の調査地点についての質問ですが、風力発電機の設置予定範囲の東部に調査地点が設定されておらず、専門家からも同様の指摘がありますが、調査地点を追加する必要はないか、事業者に見解を伺いました。これに対して、事業者から、東側の当該エリアは尾根線上に林道等が通っておらず、現地踏査（ラインセンサスにおける踏査）が困難なため、その他の調査地点にて当該地域の一般鳥類を整理する考えであるとの回答がありました。

最後に、資料 14 ページの質問番号 6-44 と質問番号 6-45 と併せ、図書の 326 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についての質問ですが、質問番号 6-44 では調査期間についての具体的な調査時期の想定を伺いました。これに対して、事業者から、望洋台スキー場は冬季、望洋台キャンプ場は夏季、そして、日本海オロロンラインは春から秋を想定しているとの回答がありました。資料のここに秋季から秋季と記載しているのですが、春季から秋季の誤りとのことでしたので、修正をお伝えいたします。

また、次の質問番号 6-45 では、調査地点のうち、ルートとして示されている日本海オロロンラインはどの辺りで調査を行うのかを伺いました。これに対して、事業者から、望洋台キャンプ場付近の温泉施設や国道沿いの道の駅等を想定している旨の回答がありました。

以上で、簡単ではありますが、1 次質問と事業者回答の説明を終わらせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどと同様、委員の皆様には事業者への2次質問の作成をメールにてご依頼させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○奈良委員 資料の96ページの表に主要な眺望景観の変化の程度ということで垂直見込角があるのですが、ナンバー10とナンバー11の数字が逆になっているのではないかと思います。

それに関して、資料3-1の質問番号6-43では、主要な眺望点の設定根拠ということで、ここでも垂直見込角が書いてあるのですね。多分、この数値は正しいと思います。その上で、読み方に自信ありませんが、寧楽神社と達布地区活性化センターです。寧楽神社のほうが近いはずで、風車までの最短距離と垂直見込み角がナンバー10とナンバー11で逆になっていると思いますので、正確に直していただけたらと思います。

このページに関しては、一番上に計画段階配慮書のものから一部修正を加えたものと書いてあるのですが、ここに関してもチェックをいただけたらと思いました。

○事業者（株式会社環境管理センター） こちらについては、ご指摘のとおり、配慮書段階の予測の寧楽神社と達布地区活性化センター、方法書のページで言いますと223ページのところで、ナンバー10を寧楽神社、ナンバー11を達布地区活性化センターとしておりましたが、距離や垂直見込角等が逆になっておりましたので、次の段階で正しい数字に修正させていただきます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 鳥類のセンサス地点についてです。

東のほうの調査地点が少ないという質問をして、それに対し、林道がないからそちらには行けないという回答だったと思うのですが、どこに書いてあったのでしょうか。

○澁谷会長 それで正しいと思います。それで進めてください。

○白木委員 そういう回答があったと思うのですが、例えば、コウモリ類の調査で、298ページに調査地の図がありますよね。また、297ページにコウモリ類以外の調査地の図があるのですが、コウモリ類とコウモリ類以外だと東側でも目撃フィールドサイン法やバットディテクター法による調査地点が入っているのです。

コウモリやそれ以外の哺乳類ではここに行かれるようなので、それであれば鳥類調査でも行けるのではないかなと疑問に思ったので、お伺いしたいです。

○事業者（株式会社環境管理センター） コウモリについては、HB5という高空飛翔調査Bの地点を置いております。その場所には何とかたどり着けるのですが、そこまでしかたどり着けないといえますか、風車の設置範囲のエリアをラインセンサスのように一定速度で歩くような形で踏査することが不可能なことから、そのエリアについては任意観察でアクセスし、一般鳥類について把握したいと考えています。定量調査ではなく、任意観察での確認を検討しているということです。

○白木委員 ただ、スポットセンサスだったらできるのではないですか。

○事業者（株式会社環境管理センター） こちらは林道が潰れているところがあります。ただ、1時間ちょっと歩けばアクセス可能というような感じです。

○白木委員 任意観察でもし行かれるということであれば、可能であれば定期的なセンサスを入れたほうがいいのではないかなと思いました。

○事業者（株式会社環境管理センター） 冬季のアクセスがかなり厳しい地点となっております。ほかのシーズンと併せて定量的な調査が実施できるようであれば検討させていただきます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 資料3-1の8ページの質問番号6-8についてです。

風力発電機への昆虫類の衝突に関わる影響に関し、専門家からの助言をいただいているということで終わっています。これは、いただいているので、調査ができないということかなとは思いますが、山の上では、下のほうから風が来て、吹き上げられると昆虫がよく集まってきます。そして、発電機のブレードにかなりの昆虫がぶつかって死ぬというのは、鳥、コウモリに次いでかなり問題になっていますし、衝突による昆虫へのダメージといたしますか、影響はとても大きいと思っています。

その方法論ですが、吹き上げの採集といたしますか、頂上といたしますか、峰みたいなどころがあれば、そこでスウィーピングみたいなことをやっていただけると、どんな昆虫たちが山に上がってきてブレードにぶつかるかがある程度分かりますので、そうした助言をさせていただきます。

それから、恐らくドローンを使う調査もこれから出てくると思います。幾つかのところではそういうことに試みていると聞いていますので、そういったこともぜひ検討していただければと思います。

次に、一つ戻りますけれども、質問番号6-7についてです。

専門家の方から、訪花性の昆虫、いわゆる植物のポリネーターに当たる花粉を運ぶような昆虫たちの調査にはイエローパントラップがとても効果的だというコメントだったと思うのですが、事業者回答としては、任意採集とベイトトラップで十分に把握できるので、実施は検討していないとあります。多分、ベイトトラップというのは落とし穴だと思しますので、これは徘徊性のものがよく捕れるので、環境指標になるというのはよく分かるのですが、飛翔性のものについてはあまり捕れませんので、それを考えると任意採集しか残りません。しかし、任意採集だけだと、どうしても人の力になってしまい、限られます。

しかし、イエローパントラップというのは、花に集まる、よく飛ぶ昆虫たちを集めるには効果的で、専門家の方がおっしゃっていることはとても真つ当なことだと思いますので、もし可能であれば実施をしていただければと思います。

○事業者（株式会社環境管理センター） 今後の調査方法として前向きに検討したいと思えます。

この場でお聞きするのは大変恐縮ですが、風力発電機の設置が想定される尾根線上でスウィーピングというようなご助言をいただいた中で、現在、植生図を見ますと、計画地内は植林地として多く使われているような状況で、かなり閉鎖的な状況です。将来的に風力発電所を設置しますと、一部、開放空間もあって、将来の出方が変わるような状況もあるかと思いますが、そのあたりの考え方の違いについてはどのように扱えばよろしいでしょうか。

○大原委員 恐らく、森林のキャノピーと言われるような林の上を虫が飛んで、ほかの場所に動くようなことを吹き上げのところでは行っていると思います。恐らく、風車が建って、ちょっと空き地ができると、今度は人の目に非常に触れるような形で虫が出てきて、逆に、山の頂上に行くとかたくさん虫が集まるといふことがあると思いますけれども、ああいう状況に間違いなくなるといふ思います。ですから、状況が変わるといふよりは、人の目に今までついていないものがこれから人の目について、ダメージがあらわになるということ、吹き上げによって虫が上がってくるということはいくらも変わらないのではないかと思います。

質問の意図としては、今、調査をしておいたほうがいいのか、あるいは、環境が変わるので、やってもしょうがないというような意図でしょうか。

○事業者（株式会社環境管理センター） 今やってもあまり出ないとなった場合に影響が小さいとは必ずしも言えないので、どのように調査、予測を進めていけばよいかということでした。ただ、今、ご指摘をいただいたとおりに、今あるものが将来より見えやすくなるという観点から、今の段階でも調査をしておくのが有用かと感じましたので、いずれにしても調査手法として検討させていただきます。

○大原委員 尾根道がないと調査は結構大変かもしれませんが、その設置場所に風速を測るようなポールみたいなのを立てないのですか。そこに何か簡単な小さなマレーズトラップを、あるいは、プランクトンネットのような虫が飛んできたものを捕れるようなものを置くと、希少性のものがある程度予測できるのではないかと思います。

今、風力発電の設置のところには、そういった希少性の昆虫のデータを取るという方法があまりにやられていないのです。でも、鳥の餌となる、あるいは、いろいろな生き物の餌となる昆虫がどんどん減っていくと後々大変なことになるのかと懸念しています。

ぜひ調査方法を考えていただくよう、よろしくお願いします。

○事業者（株式会社環境管理センター） 計画地内には風況ポールを2本ほど設置しておりますので、いただいた内容を踏まえ、前向きに検討したいと思います。

○大原委員 ピットフォールでは飛翔性のものが捕れないので、ピットフォール以外のこともぜひお願いしますということです。

○事業者（株式会社環境管理センター） 承知いたしました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了といたします。

事業者の皆様は Zoom からのご退席をお願いいたします。

それでは、ここで休憩を取ります。15 時 40 分から再開といたします。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

次は、議事の（４）に入ります。

本日が４回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

それではまず、事務局から主な４次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 初めに、資料 4-1 の公聴会の概要をご覧くださいと思います。

１に公聴会の概要として記載しておりますけれども、1 月 18 日に厚真町内で開催しまして、事前に公述の申出があった 9 名の方に意見を述べていただきました。

２に意見の概要を記載しております。

時間の関係もございますため、簡単な紹介となりますことを了承していただければと思います。

順番に参ります。

１人目の方からは、主に事業地の地盤の特殊性、軟弱性により、風力発電機建設での杭打ちによる災害リスクが懸念されることや災害時に事業地近くのサーフィンなどの観光スポットなどに影響が及ぶ可能性があることについて意見を述べていただきました。

２人目の方からは、主に景観への影響を懸念するご意見をいただいております。

３人目の方からは、厚真町内での署名の結果と事業に対する住民からの賛成、反対、それぞれの意見の内容の紹介がありました。住民の方からは、健康や自然環境、景観などに関する意見があったとのことでした。

続いて、４人目の方からは、バードストライクの調査や説明会について、事業者に対する不信感を示すご意見がありました。

５人目の方からは、風車の影や騒音、景観などに関する意見があり、いずれも事業による影響を懸念するものでした。

６人目の方からは、事業地やその周辺に生息するタンチョウやその他生物に対する影響を懸念するご意見がありました。

7人目の方からは、タンチョウの生息への影響を懸念するご意見がありました。道央圏のタンチョウの個体群確立などへの影響についても言及した内容となっております。

また、6人目と7人目の方のご意見に共通しまして、事業者のボーリング調査によるタンチョウの営巣への影響が指摘されておりました。

続きまして、8人目の方からは、図書に記載されている鳥類の調査について、適切な予測、評価が行われていないことを指摘している意見がありました。

最後に、9人目の方からは、自宅近くで風力発電機が建設されることによる騒音や風車の影などの懸念を示すご意見があり、暮らしへの影響のほか、営んでいる養鶏場や浜厚真の海岸でのサーフィンへの影響を懸念する意見も述べられておりました。

意見概要の詳細は資料を読んでいただければと思います。

続きまして、資料4-2と資料4-3を用い、4次質問と事業者回答について、後ほどご説明いたします答申文（案）たたき台に関するものを中心にご説明させていただきます。

こちらの資料には、4次質問ではないのですが、1次質問、2次質問で非公開となっている箇所がございます。鳥類の具体的な営巣地の位置についてなどのご意見がある場合には、非公開審議にてご発言をいただくようお願いいたします。

まず、資料4-2の5ページの質問番号1-3の①をご覧ください。

前のページになるのですが、3次質問の⑤で事業者が示した三つの知見を基にした再評価の結果を示すように事業者に求めました。事業者からの回答ですが、この質問番号への回答のほか、質問番号8-6の①と質問番号8-9にそれぞれ示されております。

今回は答申文（案）のたたき台に係る部分ということで、このうち、この質問番号の回答にあります環境省の「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方について」に沿って実施した再評価についてご紹介いたします。基本的考え方に示されているまとめの部分から、事業の影響項目について事業者が整理した表を作成しており、それが資料4-3の最初のページの表となっております。

この結果、本事業の風力発電機の影響の可能性のある営巣地ペアがN1、N4、N4'となり、N1に関しては高利用域の内部に風車が建設されるものの、高利用域内に存在する風力発電機は1基のみであり、風力発電機の南側に風力発電機の配置がなく、迂回可能なエリアが存在することから移動経路の遮断、阻害への影響は低減されているとしています。

そのほか、N4とN4'については、チュウヒの飛翔は東側エリアの横並びの風力発電機ですが、この東西に並ぶ風力発電機の6号機から10号機の北側を東西に飛翔する状況が多いということで、移動経路の遮断、阻害の影響は低減されているものと考えているとのことです。今後、審査でいただくご意見も踏まえ、風力発電機の配置等について検討したいと考えているとも回答をいただいております。

また、N1、N4、N4'については、高利用域内の採食地が一部改変されることになるものの、周囲には広く採食地となる環境が存在していることから、影響は低減されているとも回答

しております。

次に、6 ページの同じ質問番号 1-3 の④をご覧ください。

3 次質問の⑥は 4 ページに記載があるのですが、⑥の質問への回答で、定量的な予測及び評価が困難な場合には定性的な予測及び評価を行うこともあると考えております、と回答されていたことについて、今回の事業の図書や審議で多く示されている根拠のない定性的な予測及び評価では、適切な保全措置につなげることが難しいのではないかとということで、定量的な予測及び評価が困難な状況において、既存の知見があるのであれば、それに沿った予測及び評価を行い、安全側に配慮した保全措置の検討を実施すべきではないかとして事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、現地結果からの予測及び評価を行ったところであり、チュウヒにおいては基本的考え方やチュウヒ保護の進め方に沿った解析を行ってきて、保全措置に関しては知見からの考えを示したところで、評価書に向けて追加調査を実施し、令和 6 年の結果も併せて解析を行うとしております。また、審査の結果を踏まえ、計画の見直しを検討し、これらを踏まえて改めて予測及び評価を行い、影響の回避、低減を図るとしてしております。

最後に、67 ページの質問番号 14-19 をご覧ください。

今回のこの図書における繁殖の確認について、巣立ちが成功した場合のみであり、造巢あるいは産卵、抱卵は繁殖の確認とはみなしていないという理解でいいのか、また、その場合、繁殖に向けた行動を示しているにもかかわらず、繁殖の確認としなかったのか、その理由について質問しました。これに対して、事業者から、チュウヒについては営巣場所がヨシ原などであり、造巢あるいは産卵、抱卵が確認できないため、雌や幼鳥への餌渡しや巣立ちが成功した場合に繁殖行動を確認したとみなしているとのこと。チュウヒの行動圏解析に当たっては、巣立ちが成功した場合で示したとのこと。タンチョウ、アカモズなどのほかの鳥類は回答に記載のとおりとなっております。

簡単ですが、4 次質問と事業者回答についての説明は以上となります。

続きまして、資料 4-4 の関係市町長意見について簡単にご紹介いたします。

本事業の関係市町は厚真町、苫小牧市、むかわ町です。

初めに、厚真町長の意見の概要を説明いたします。

まず、1 ページの前書きでは、再生可能エネルギーの導入の必要性への理解を示しながらも、現行事業の計画の内容では住民の理解が得られるとは考えにくく、予防原則の観点で改善されない限り現行事業計画は容認できないとした上で、騒音や超低周波音などによる健康被害についての懸念を踏まえ、予防原則の観点で風車配置は最寄りの住宅から 2 キロメートル以上の離隔距離を取ることで、生態系や産業への影響についての懸念を踏まえ、本図書における東側エリアについては風車の配置を撤回することを求める意見となっております。

次に、苫小牧市長の意見の概要になります。

ページをめくっていただきまして、4 ページにございます。

1点目では、再生可能エネルギーの導入について理解を示してはいるものの、今後、事業を進めていくには、科学的根拠に基づき、自然環境への影響を十分に回避、低減していく必要があるとなっております。

2点目では、準備書は科学的根拠が十分とは言えない対策が認められるとして、バードストライク対策は風車のブレード先端部の塗色だけでは不十分であり、複数の防止策を組み合わせることでより高い効果が期待できるとなっております。

3点目では、継続的なモニタリングの実施と各種対策を講じた上で、それでも重大な影響がある場合には、部分的な稼働停止など、追加的な対策を講ずる必要があるとなっております。これらにより、鳥類への様々な影響の回避または十分な低減をするよう求める意見となっております。

最後のページになります。

むかわ町長からの意見です。

意見は3点ございまして、1点目では漁業への影響調査を行うこと、2点目では生態系への影響について専門家等からの意見を踏まえて追加調査を行うことを求めています。3点目では風車の騒音について地域住民とのコミュニケーションを十分に図ることを求めています。

資料4-4の説明については以上になります。

答申文（案）たたき台以外の説明は以上になります。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○大原委員 4次質問の資料4-2の25ページの質問番号8-2の4次質問で昆虫について書いてありますが、事業者回答の認識がちょっと違うなと思ったので、コメントさせていただきます。

一つは、ゲンゴロウ、エゾコガムシなど、一生を水の中で過ごすと言っているのですが、成虫は明かりに飛んできたりもしますので、一生、水の中にいるわけではありません。

それから、影響は小さいと判断していると言っているのですが、小さいという根拠は何なのかやっばりよく分かりません。

また、ブレードの下までの高さが50メートルで、周辺の樹林は10メートルなので、影響が小さいという根拠もよく分かりません。調査もせず、直観的に答えられているようですが、やはり何かの根拠を示していただきたいなと思いました。

○事務局（下田主事） この後、説明させていただく答申文（案）のたたき台でも科学的根拠に基づいていない、主観に基づいているとかという言葉を多用しています。昆虫類に特化した意見ではないですが、動物全般に対しての意見としても言うておりますので、そこも含めて確認していただき、答申文（案）のところでもまたご発言をいただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございせんか。

○松島委員 資料 4-1 の公聴会のことで補足していただければと思うことがあります。

公述人の 9 名というのはどういう方たちなのでしょうか。特定できない範囲で、言える範囲で結構ですが、公募し、依頼を受けた何らかの団体の代表の方なのか、補足していただければと思います。

○事務局（下田主事） 説明が不足しており、すみませんでした。

公聴会に関しては開催前に広く公述人の募集をかけました。特に地域住民の方だけといった限定はせず、どなたでも参加可能としました。そして、応募されてきた方たちのご意見の概要をいただき、事務局で環境保全の見地に関する意見であると判断した方に公述人として依頼しました。

公述人の方は、概要に記載しておりますとおり、主に地元の厚真町やむかわ町といった事業地近くにお住まいの方が多かったのですが、中には札幌市の方もいらっしゃいました。

○松島委員 基本的には、地域あるいは専門的な知見を代表されていると理解してよろしいでしょうか。

○事務局（下田主事） それで間違いありません。

○澁谷会長 私から 1 点確認します。

それぞれの関係市町の首長から結構厳しめの意見が出てきていますけれども、これは事業者にはもう伝わっているのでしょうか。

○事務局（名畑課長補佐） 首長意見は知事あてに提出いただくものですが、厚真町では会見等もされたようでして、オープンになっているものもありますし、事業者からは各首長意見の内容を把握しているとお聞きしております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認をいたします。

委員の皆様から非公開箇所に関してご質問やご意見がある場合は Zoom 上で挙手をお願いします。

（発言者なし）

○澁谷会長 特にないようですので、非公開審議はしないことといたします。

引き続きまして、事務局から答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 最後に、答申文（案）のたたき台について、資料 4-5 をご覧ください。

たたき台ですが、これまでの審議の経過などを勘案し、また、Q&A などを基に作成しております。

まず、前書きになります。

1 段落目ですが、従来どおり、面積や出力、発電機の諸元等の記載となっております。

2 段落目も、従来どおり、対象事業実施区域及びその周辺の概況を述べていますが、準

備書段階ということで、対象事業実施区域の状況などを踏まえた記載としております。

具体的には、事業区域とその周辺が IBA に挟まれているなど、自然環境保全上極めて重要な地域であり、多くの希少鳥類の営巣が確認されているほか、渡り鳥の移動ルートであり、区域の東側は貴重な海浜草原と重複しているということを述べた上で、これらへの著しい影響が懸念されること、さらに、住宅等と区域が近接しており、生活環境への影響も懸念されることを述べております。

次に、4段落目と5段落目になるのですが、これまでの準備書の意見と異なる記載としております。

具体的には、4段落目で、本事業の準備書では環境影響を回避または低減できるとする評価が科学的根拠に基づいたものとなっていない事項があり、妥当性が確認できないことを述べた上で、5段落目で、事業者は次に示す事項について真摯に対応し、影響の回避または十分な低減ができない場合は基数削減による事業規模の大幅な縮小などの計画の抜本的な見直しを行うことを述べております。

以降、総括的事項、個別的事項でそれぞれ詳細を述べているのですが、3段目にあるように、このような著しい影響が懸念される環境であるにもかかわらず、図書の内容やこれまでの審議会での審議内容などから、準備書の調査内容が不足していることや、予測、評価が科学的根拠に基づいていないこと、既存の知見があるにもかかわらず、それを踏まえた予測評価となっていないことなど、不適切なものが複数あり、準備書そのものの記載不備も散見されることから、これまでの他事業に対する答申と比べ、特に厳しい書き方としております。

次に、総括的事項についてです。

今回、通常の準備書での答申文（案）よりも指摘事項が多いものになっておりますので、分かりやすくなるように、総括的事項は評価書作成に当たっての時系列順で記載してまいります。

まず、（１）の準備書の不備についてです。

ここでは、渡り鳥調査で予測、評価に活用していない調査結果が記載されていることや専門家ヒアリングで評価の妥当性に関わる意見の記載漏れがあることなど、正確な情報が示されていないこと、さらに、渡り鳥やタンチョウの調査に多くの不整合な記述が見受けられることから信頼性が低い図書になっていると述べた上で、評価書では、具体的かつ論理的な記載内容にするなど、適正な内容に是正することを求めています。

次に、（２）の調査不足の是正についてです。

ここでは、調査が不足している項目について、追加調査を行い、適切な予測及び評価に必要とされる十分な量の情報を収集した上で、２の個別的事項の内容を十分に踏まえ、改めて定量的な予測及び評価を実施し、評価書に反映させることとしております。

続きまして、（３）の準備書における環境影響評価の妥当性についてです。

２段落目からですが、科学的根拠が示されず、事業者の主観に基づいた定性的な予測及

び評価がされている項目などが多数あり、影響を回避または低減できるとする評価の妥当性が確認できないとしております。

3段落目では、追加調査を行い、十分な情報を収集し、改めて科学的根拠に基づいた予測及び評価を行った上で適切な保全措置を示すことを求めています。その結果、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合などは、基数削減による事業規模の大幅な縮小や区域の位置の変更などによる事業計画の抜本的な見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することとしております。

さらに、4段落目ですが、審議の状況を踏まえまして、準備書における定性的な予測及び評価については定量的な予測及び評価とすることができないかを改めて検討するとともに、代償措置を優先的に検討することがないようすることとしております。

次に、(4)の地域住民等との相互理解の促進についてです。

この内容は準備書段階で言及した事例はあまり多くないのですが、事業区域が自然環境保全上極めて重要な地域であることや区域周辺に住宅等が存在していることに関する意見などが関係市町等から多く出されている状況を踏まえて記載しております。

特に、全ての風車の建設予定地である厚真町からは、先ほどの説明のとおり、事業計画の一部撤回などを求める意見が出されている状況ですので、これらを十分に踏まえ、地域住民らの不安が払拭されるよう相互理解の促進を図ることとしております。

総括的事項の最後の(5)の準備書の公開についてですが、こちらは縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧及びダウンロードが可能とされ、一定の配慮が認められるものの、今後は、印刷を可能にすることなど、さらなる利便性の向上に努めることを求めています。

続きまして、2の個別的事項に移ります。

(1)は騒音についてです。工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音で主要な走行ルートを2ルート設定しているにもかかわらず、工事関係車両を分散しない条件の下に予測が行われ、その結果、環境基準値を最大で15デシベル上回ると予測されているため、現況騒音値を踏まえて工事車両の主要な走行ルートを分散するなどの措置を検討し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2)は風車の影についてです。海外のガイドラインの指針値を超える住宅が複数あること、さらに、気象条件を考慮した場合でも指針値を超える住宅があるので、予測、評価の科学的根拠があるにもかかわらず、予測、評価の科学的根拠が不足していることや影響を低減できるとする妥当性が確認できないので、影響の程度をできる限り定量化することなど、意見しております。

(3)が動物についてです。

まず、構成についての説明です。

通常、今回でいえば6ページの植物の項目が分かりやすいのですが、カタカナのアから始まる小項目で分けて意見を述べています。ただ、今回の動物に関しましては指摘すべき

事項が多数あることから、共通する内容を最初に前書きとして示し、その後、個別の項目に言及する形にしております。また、前書きの1行目の、以下アからカに示すとおりとなっている箇所ですが、こちらはアからキの誤りでしたので、答申文では修正いたします。

それでは、内容に入っていきます。

まず、前書きでは、項目全体を通して根拠が不十分なことや事業者の主観に基づいた予測及び評価がされていることなど、予測の根拠や考え方が不明または不適切で極めて不十分な内容であるという意見としています。このため、重大な影響を回避または低減できない場合は、計画の抜本的な見直しを求め、確実な影響の回避または低減を求めています。

続いて、アは鳥類の調査不足についての意見で、専門家等からチュウヒやタンチョウなどの生息や営巣の見落としが指摘されていることなどから、鳥類相や希少鳥類の飛翔ルートなどが十分に把握できていない可能性や、あと、繁殖の定義が曖昧なことによる過小評価の可能性を指摘するとともに、評価書では追加調査で十分な情報を収集し、科学的根拠に基づいた定量的な予測及び評価を実施することを求めています。

イはバードストライクについての意見で、年間衝突数の推定結果の数値が猛禽類で一番高いオジロワシと渡り鳥で一番高いガン類について、こちらは従来どおりの書き方ですが、数値を明記して意見しております。また、事業者が影響を小さいと評価する理由について、十分な科学的根拠に基づいていないことや年間衝突数の数値が誤っており、本来算出されるべき数値が図書よりも高くなる種が複数あることなどを指摘し、先ほど説明した苫小牧市長の意見も踏まえまして、ブレードの彩色だけによらない稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずることに言及しております。

ウは区域内で営巣が確認されたタンチョウについての意見で、事業者が示した影響は小さいとする理由について、行動特性を十分に考慮していないことや十分な科学的根拠のない主観に基づいた予測であること、調査が不足していることなどから不適切であるとし、改めて適切な手法で予測及び評価を実施することを求めています。

エは同じく区域内で営巣が確認されたチュウヒについての意見で、ここでは環境省が示している「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響の基本的考え方」に則っていない内容を（ア）から（ウ）の小項目3項目に分けて指摘した上で、事業者の主観に基づいた定性的な予測及び評価がされていることなどから予測及び評価が不適切であるとしています。

具体的な小項目の内容についてです。

（ア）では、ブレード、タワー等への接近、接触の影響として、バードストライクが比較的発生しやすい範囲の行動圏に風車が含まれており、風車と離隔距離が取れていない営巣地が5か所確認されていること、専門家からさらに風車に近い場所での営巣の見落としが指摘されていること、区域及びその周辺の営巣地が風車を囲むように確認されていることから、基本的考え方で示されている影響が低減される条件を満たしていないとしております。

(イ) では、改変による生息環境の減少、喪失の影響として、令和3年と5年の営巣場所から草地環境が連続する範囲内に改変区域が存在していること、繁殖の定義が曖昧なまま調査したことによって、高利用域として設定すべき範囲が適切に設定されておらず、予測に必要な解析がされていない可能性があることから、基本的考え方で示されている影響が低減される条件を満たしていないとしております。

(ウ) では、繁殖、採餌に係る移動経路の遮断、阻害の影響として、令和3年と4年に営巣したペアの高利用域や高利用域に接する位置に風車が建設される計画となっていること、専門家から風車に近い場所の営巣の見落としが指摘されていることから、影響が低減される条件を満たしていないとしております。

これら3項目を踏まえ、著しい影響が懸念されることから、根拠を明らかにして影響の程度をできる限り定量化するなど、適切な手法で予測及び評価を実施することを求める意見としております。さらに、定量的な評価ができない場合においても、事業者の主観に基づいた定性的な評価によらず、安全側に配慮した予測及び評価を行うことも求めております。

この項目の文章の体裁ですが、作成してから「このため」部分のつながりが非常に分かりにくいと考えておりましたので、ここについては事務局で体裁の修正をさせていただきます。ご承知おきいただければと思います。

続きまして、オはコウモリ類に関する意見で、ブレードの回転範囲に相当する高度を飛翔する可能性が高いコウモリ類のブレード等への接触に係る影響について、確認総数の50%以上に対しての予測がされておらず、影響が低減できるとする予測の妥当性が確認できないことから、影響の確実な回避または低減を最優先として、改めて保全措置を検討することとしております。

次に、カとキは事後調査に係る項目で、カでは、バードストライクとバットストライクに関する事後調査について、実態把握のための十分な頻度及び体制で実施することなどを述べております。また、キは生息状況と繁殖状況に関する事後調査についての意見で、今回対象となる種が複数種ありますので、新たに一つ項目を増やして述べており、内容としましては、複数の専門家等の意見を聞きながら、随時確認を行い、必要に応じて追加的な保全措置を講ずることとしています。

続いて、(4)の植物についてです。アでは、改変区域で確認されている植生自然度10のヤマアワ群落に対する影響は小さいとする予測について、専門家からは、方法書以降の事業計画検討に伴う改変面積の増加が軽微な改変面積とは言えないように思う、と指摘されていることに対し十分な科学的根拠が示されていないこと、東側のエリアの海岸部分が希少であることが指摘されているにもかかわらず、これに対する影響予測がされていないことを指摘した上で、影響の確実な回避または低減が可能な科学的根拠に基づく保全措置を最優先に実施することにより、影響を回避または低減することと意見をしております。

イは外来植物の侵入防止についてですが、1段落目は従来どおり、外来種が確認されて

いるため、分布域の拡大防止措置の確実な実施に努めることを求めています。さらに、2段落目ですが、この事業特有の内容として、東側エリアは専門家から緑化が非常に厳しい環境であることが指摘されている地域であることや、裸地化によって外来種が侵入しやすくなることなどから、影響の確実な回避または低減が可能な保全措置を検討することとしております。

次に、(5)の生態系についてです。上位性注目種として選定したチュウヒについて、採餌環境や営巣環境が維持されると事業者は予測していますが、これらの予測が基本的考え方をはじめとする既存の知見に則っていないことや事業者の主観に基づいた定性的な予測がされていることなどから不適切であるとしております。また、行動圏解析については、営巣中心域や高利用域などの定義や解析方法が図書に記載されておらず、妥当性が判断できないことから、改めて適切な手法で調査、予測及び評価を実施することを求めています。その結果、重大な影響を回避または十分低減できない場合などは、影響の確実な回避または低減が可能な保全措置を最優先に見直しを行い、確実に影響を回避または低減することとしております。

次に、(6)の景観についてです。本準備書について、1の(4)でも指摘していましたが、区域周辺の住宅等を適切に把握されていないとの意見が出されておりました。評価書の作成に当たっては、追加で選定すべき生活環境の場としての調査地点がないか、改めて検討することを求めています。

次に、(7)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。対象事業実施区域に一部含まれる浜厚真海浜公園等に関し、工事期間中の公園開設期間が無休であることや浜厚真の海浜公園の利用状況について、区域の東側エリアの風車に近い砂浜東側の利用実態が記載されていないことから、こうした影響についても調査した上で改めて適切に予測及び評価を実施することを求めています。

最後に、(8)の廃棄物等についてです。図書において伐採木や木くずの再生利用量がゼロとなっていますが、近隣のリサイクル施設においてチップ化等の有効利用が可能であると考えられるため、再資源化可能な処分業者の有無を確認することなどにより可能な限り有効利用に努めるよう意見をしております。

以上、長くなりましたが、本事業に係る説明となります。

これまでの本事業の審議において多々ご意見をいただきました先崎委員は、本日は、今のところ、まだご出席されていないのですが、事前に答申文(案)に対しては特に意見なしと伺っておりますので、お伝えをさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○白木委員 ちょっと違和感を持った箇所がありまして、答申文(案)の5ページのオとカです。

オの後半部で、コウモリに対する環境保全措置の必要性を述べた後に、バットストライ

クに関する事後調査の話が出てきます。また、カでもバードストライクやバットストライクに関する事後調査のことが書いてあります。そして、その次のキでは繁殖状況に関する事後調査のことが書いてあるのですが、これまでの全ての文において、科学的な根拠を持った評価ができていない、そのため、影響が十分に回避、低減されているとは言えないということがずっと書いてあります。

事後調査というのは、基本的には影響が回避、低減できている、でも、不確実性があるから行うものだと位置づけられているものと言えると思うのです。ですから、ここにいきなり事後調査のことを書いてしまうと、今まで述べてきたことがひっくり返り、建設ありきのようにも読めてしまうのです。

ですから、例えば、事後調査に関してはここから外し、別の項目として立て、例えば、再評価と環境保全処置によって科学的根拠をもって十分な影響の回避、低減ができた場合であっても以下のような事後調査を行うべきであるなどとする工夫が必要ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（下田主事） 体裁についてですが、こちらとしても読みにくいところがあり、訂正しようと思っていたところで、その件に関しても併せて確認したいと思います。ただし、正直、今さらかもしれないですが、過去の意見書とはかなり異なる書き方をしているので、どのようにするか、模索しながら書くことになるかと思います。

作成しましたら確認をよろしく願いいたします。

○白木委員 分かりました。

この件はほかの事業の準備書段階の状態とはかなり違い、影響の低減や回避がほとんど明確に示されていないものなので、当たり前のように事後調査のことを書いてしまうと、書いてあることがひっくり返されてしまうような印象を持ってしまいますので、できるだけ工夫をしていただければと思います。

○事務局（下田主事） 検討いたします。

○澁谷会長 これは私個人の意見になりますけれども、今の白木委員のご指摘はごもっともかなとも思います。まずは事務局で検討をしていただき、その上で委員と相談しながら文案を修正するという方向で進められればと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○押田委員 今回の答申文（案）のたたき台は本当はかなり厳しく、かなりたたいているものになっているかなと思います。

コウモリに関してはさほどお話をしていなかったかと思うのですが、これを準備書の答申文として出した後です。基数削減による事業規模の大幅な縮小について可能性として書かれているのですが、こういうことも真面目に考えていいという認識でよろしいのでしょうか。場合によっては事業の中止や延期、一時見直し、あるいは、ほかの考え方もあると思っています。そして、準備書の次の段階の評価書へと進んでいくのか、それとも、準備書を再度審査し直すのか、どうするのがよろしいのでしょうか。

これだけ厳しいと先に進むのもなかなか難しいかなと思うのですが、流れについて教えていただければと思います。

○事務局（下田主事） 今後の流れについてです。

最後に判断されるのは事業者なので、こちらから何かアプローチすることは一切できないのですが、今回、北海道知事意見として出すもの、また、国で審査した上で提出される環境大臣意見や経済産業大臣意見も踏まえ、事業者として、今後、評価書に進むのかを決めるかだと思います。準備書をやり直すというのは、正直、私はあまり聞いたことがなく、そういったことが可能なのかも分からないのですが、そこは事業者の判断となります。

制度上、準備書をやり直すのであればまた別ですが、評価書に進んでしまうと、こちらとしては意見を述べる機会がなくなってしまうので、そういったことも踏まえ、今回、かなり厳しい意見を述べたところでは。

○押田委員 準備書のやり直しは前例がないのかもしれないのですが、あまりにもひどいので、学生の再レポートみたく、やり直して、もう一度きちんとしたものを出してくれないといけないと思いますし、社会一般に出せないよという感じで書いてもいいのかなという気で見えていました。

私はむかわ高校のことしかお話をしていなかったのですが、ほかにやり方があるのかなと思います。

数年間、この審査に携わっていて、こういうプロセスを踏めばこんな感じで通っていくのだという何となくの流れが惰性でできてしまっているような部分があり、業者のほうにもそれがあるのかなという感じもするのです。しかし、緊張感を持ってやり直していただくこともすごくいいかなという気もしていますし、準備書の再提出という方法もありかなと感じました。

○事務局（名畑課長補佐） アセス法の手続においては、先ほど下田がお伝えしたように、準備書のやり直し規定はなく、こういった内容の答申をいただき、知事意見として出した後、事業者がこの計画を今後どうしていくのかになります。ただ、Q&A では、審査の結果を踏まえ、風力発電機の配置の見直しを含めて事業計画を検討いたしますという回答もありますので、私どもとしては、事業者から情報収集するなど、注視していきたいと思っております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 びっくりするぐらい量が多く、読むのも大変だったのですが、今回、この答申文（案）に盛り込むべきではないかと思うのは公聴会の意見です。北海道知事が呼びかけて公聴会が行われていますし、準備書に係る公聴会ですよね。ですから、その結果を反映するような書きぶりでも良いと思います。公聴会では9人の方が公述されており、9人全員が反対、問題があると言われていきますよね。

厚真町が一番の関係自治体だと思うのですが、厚真町も現状では容認できるものではないというかなり強い意見を表明されているので、（4）の地域住民等との相互理解の促進

についての最後の1行の地域住民等との相互理解の促進を図ることはもうちょっと強めの表現でもいいのではないかなと思いました。

簡単に言うと、理解が得られない状態では工事を進めるべきではないというような表現方法が適切ではないかなというのが私の意見です。

○事務局（下田主事） 公聴会の意見についてですが、例えば、人と自然との触れ合いの活動の場の東側エリアの利用について、事業者が詳しく説明していないところで、東側エリアも使われていますよという意見もいただいていたので、そのことは反映しています。あるいは、鳥類の調査の不足、予測、評価がよろしくないことなんかも述べているのですが、それを踏まえてもなお、この9名の方が懸念を示されているということ踏まえて書くということですね。

ここでは言葉がぱっと出てこないのですが、今後、事務局で文言に関して精査、検討し、後日、内容をメールにて確認していただきたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

○松島委員 もちろん、書ける範囲はあるかと思いますが、ご検討をいただければと思います。

もう一点、公聴会での意見だったと思うのですが、杭打ちがタンチョウの営巣等に影響しているのではないかという意見が出ていたとありましたよね。これは騒音のところでは明記されておられません。まだ科学的根拠が曖昧な情報ということでしょうか。

○事務局（下田主事） 基本的に、環境影響評価項目で示されている騒音というのは、住環境を含めた生活環境の騒音についての内容です。今までの知事意見もそうですが、騒音の項目で述べているものは地域の住宅や道路の交通騒音などです。ですから、動物についての騒音等ですと動物のところ述べることになりますが、騒音も含めた生息環境に対する意見としていつもは述べておりました。

今回、具体の項目ではないですが、タンチョウについての意見だと、風車の存在による営巣放棄の可能性を十分に考慮していないこと、あるいは、騒音も含めて全体調査の結果、工事、風車の存在など、全般的に十分な根拠のない主観に基づいた予測をしているといった内容で意見を述べております。

ただ、工事による影響を具体的に述べたほうが良いのではないかということですか。

○松島委員 それもあってもいいのかなと思ったのですが、私は鳥の専門家ではないので、それが明記すべき内容なのかどうかは判断が付きません。

○事務局（下田主事） 鳥類の専門家意見なども踏まえ、まだ検討するというので、述べられている意見の中で含まれていると考えることもあるかもしれません。そこは事務局で確認し、またご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 松島委員がおっしゃられた一つ目の公聴会のことは、やはり答申文の中でも強調したほうがいいのではないかと思います。

今までの案件でも公聴会はされたのでしょうか。

○事務局（下田主事） 過去に何回か公述人の募集はしていますが、一番最近、公聴会を開催したのはこの事業の前だと2年ほど前になります。

○大原委員 公聴会の意見を十分に尊重するといいますか、無視してはいけないというぐらい強く言ってもいいのではないかと思いますので、一つの項目を立てるぐらいでもいいのではないかと私は思っています。

○事務局（下田主事） 内容については事務局で検討させていただきます。

○澁谷会長 今、松島委員と大原委員から同じような指摘がございましたけれども、先ほど松島委員が問題にしていた答申文（案）の（4）の上の段落のところにある程度網羅されております。希少鳥類をはじめとする自然環境や景観に対する影響や施設の稼働に伴う騒音による健康被害の懸念、同区域周辺の住宅等について適切に把握されていないことに関する意見等が関係市町や地域住民、関係団体等から出されている、特に、全ての風車が建設される予定である厚真町からは、現行事業計画の内容では住民の理解が得られるとは考えにくいこと、生物多様性保全への影響が懸念されることなどから、風車の配置の一部撤回などを求める意見が出されているとあります。

公聴会という言葉は出てきませんが、市町の意見や公聴会の意見がここである程度網羅されていると私は捉えておりました。その上で、先ほど松島委員から意見があったように、その下の表現ですが、誠意を持って対応するなどにより相互理解の促進を図ることというのは確かに非常にジェントルで優しい表現になっているなどは思いました。ただ、公聴会や市町からの意見はその前段のところできちんと取り込まれているのではないかなと思っています。その上で、その下の段落の特に結びのところをどうするか、私も事務局と検討したいと思えます。

松島委員、大原委員、今の件はどうでしょうか。公聴会や市町の意見はそこに反映されていると私は理解していたのですが、いかがでしょうか。

○松島委員 私も会長と同じ意見でして、前段にそれが書かれているのですが、最後の結びです。この公聴会は北海道が開催したもので、その意見を集約した結果ですから、もうちょっと厳しい言い方でも良いのではないかなということです。道民の意見といいますか、地域の意見を代表するような書きぶりでもいいのではないかなと思った次第ですが、そこはお任せいたします。

○澁谷会長 大原委員、いかがですか。

○大原委員 僕もお任せいたします。同意いたしますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 分かりました。

どこまで書けるかは今ここでは明言できませんが、少なくとも我々の審議会は事業の妥当性についての判断を下すものではございませんので、中止せよというようなことまでは書けません。ただ、会長としての私個人の意見としては、相互理解の促進を図ることではなく、もうちょっと強い表現が可能かなと思いますので、検討させていただきたいと思

ます。

ほかにございませんか。

○白木委員 小さいことですが、答申文（案）の頭の部分の3段落目の1行目に「チュウヒヤタンチョウをはじめとする多くの希少な鳥類の営巣が確認されているほか、ガン・カモ類や海ワシ類などの渡りの経路となっており」とあります。

正確に言うと、ガン・カモ類は渡りの経路でいいのですが、海ワシ類は、例えば、オジロワシにとっては繁殖地ですし、渡ってくるオジロワシやオオワシにとっては、どちらかという、通り過ぎる渡りの経路ではなく、越冬地や滞留地なのです。ですから、正確に言うと、渡りの経路としてしまうのは正しくないということを申し上げておきます。

○事務局（下田主事） その件に関しては適切な表現になるように修正いたしますので、後ほどご確認をいただきたいと思えます。

○白木委員 そして、先ほどの松島委員から出ていたことで、風車の稼働や改変ではなく、工事によるタンチョウ等の希少種への影響についてです。

繁殖期に工事をやるのは影響がすごく大きいのですが、一般にアセスでの影響評価では工事の影響が動物の影響評価の中にあまり入っていないのです。ただ、公聴会の意見を読むと、準備書には出てこないものの、タンチョウの繁殖期に工事が実際に影響を与えているのではないかと疑われるような内容がかなり書かれているのです。また、答申文（案）の動物への影響のウでは、タンチョウへの影響について、繁殖行動が確認された場所やその周辺部での工事を行わないと書かれているにもかかわらず、実際は行っていたということになりますので、できれば工事による影響のことを書いたほうが良いのではないかと私は思いました。

○事務局（下田主事） 公聴会での意見、また、以前の審議会でお示した意見概要の中でもそういった内容のことはあったので、委員の意見とそこをご意見を踏まえ、ここについては修正したいと思えます。後ほどご確認をお願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ご質問やご意見がないということですので、まず、指摘していただいたことを確認しておきます。

最初に、文書の不備でしたが、動物のアからカはアからキに直すということです。

次に、5ページの（ウ）の下段落の「このため、改めて」というところの体裁に関しては事務局で検討し、必要なら変更することになります。

次に、委員からのご指摘でしたが、最初に出てくることです。白木委員からのご指摘で、海ワシ類の渡り経路ではないため、修正したほうが良いということでしたので、事務局で検討し、委員と相談して変更してもらえればと思えます。

次に、松島委員から指摘があったところで、2ページの（4）の2段落目の最後のところの文章の表現に関し、「相互理解の促進を図ること」ではなく、もうちょっと強めの表

現が必要ではないかということについてです。これは私と事務局で検討し、委員にも相談した上で修正したいと思います。

次に、5ページのオのところですが、バットストライクに関する事後調査に関しての記述が入っているのですが、不適切ではないかという白木委員からのご指摘がありました。確かに削除したほうがよく、ほかのところに書いたほうがいいのではないかと私も思いましたので、事務局と相談し、さらに、委員に確認をしていただいて、修正したいと思います。

次に、具体的にはまだ書かれていないのですが、白木委員ともう一方から工事の影響についてご指摘をいただいていたので、追加する、しないも含め、事務局で検討し、私と委員に相談をしてもらいながら必要な修正をしたいと思います。

次に、文章の修正、訂正ではないのですが、押田委員から今後の手続はどうなるのだというご質問がありました。準備書の答申が出ますと、法律上、準備書をやり直すという規定はないので、我々が関与できるのはここまでとなるようです。その後は、環境省及び経産省の大臣の意見が出され、それによって事業者が判断し、評価書を作成していくという手続になります。そのため、残念ですが、道のアセス審議会の仕事としては答申文（案）を知事に答申するところまでになります。

ご指摘をいただいたことは、今、私が説明させていただいた点だったと思うのですが、ほかにさらに追加あるいは修正が必要なことはありませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、以上の点について、事務局と私、そして、指摘をいただいた委員で検討して、文言、文章の修正を行いたいと思います。

なお、最終的な文言修正等は私にご一任をいただいて、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、この案件については以上といたします。

続きまして、議事の（5）に移ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）函館鉄山太陽光発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から主な3次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の10ページと11ページをご覧ください。

黒の太線で対象事業実施区域が示されていますが、対象事業実施区域は函館市に位置しています。なお、本事業はゴルフ場跡地を利用した事業として計画されています。

次に、13ページをご覧ください。

対象事業実施区域の状況が示されていますが、本文の3行目からは、ゴルフ場のグリー

ンが草地に遷移しており、周辺は樹林により囲まれている、区域周辺の道路からは高低差と樹林により区域内は確認できないとされています。

次に、15 ページをご覧ください。

設備の配置計画の概要が表で示されていますが、対象事業実施区域の面積は 85.7 ヘクタール、このうち、太陽光パネルを設置する範囲は、上の 2 行で 43.8 ヘクタール、さらに、そのうち、伐採、敷きならしが計画されている範囲は 0.4 ヘクタールとされています。

伐採、敷きならしが計画されている位置は次のページで示されておりまして、南側の灰色に塗り潰された箇所となります。

続いて、対象事業実施区域及びその周囲の概況についてです。

まず、70 ページをご覧ください。

動物についてですが、このページから重要な種の一覧表が示されており、哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物の分類で記載されています。

次に、84 ページをご覧ください。

植物について、植生自然度が図で示されていますが、対象事業実施区域内は植生自然度 7 以下となっています。

次に、102 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、黄色で示されたサイクリングコースの一部が工事用車両の走行ルートと重複しています。

次に、122 ページをご覧ください。

取水位置の状況が図で示されていますが、区域の北側に飲用に利用されている汐泊取水場があります。なお、汐泊取水場の位置が誤って示されており、実際にはより対象事業実施区域に近い位置であることを確認しています。また、区域内を流れるショウシン川が合流する汐泊川では、合流地点より下流に農業用の取水地点や漁業用の取水地点があります。

また、前の 121 ページの本文 3 行目からは、汐泊川はさけ・ます増殖河川であり、保護水面に指定されていると記載されております。

次に、127 ページをご覧ください。

環境保全上配慮すべき施設等の概況ですが、対象事業実施区域から最も近い住宅は区域の北西約 100 メートルに位置しており、同じく北西約 200 メートルの位置に福祉施設があります。このほか、区域の北東側や西側にも住宅が存在しています。

次に、景観について、ページが大きく飛びますが、227 ページをご覧ください。

眺望点として、調査地点が 4 か所設定されています。区域に最も近い調査地点は景観 3 の福祉施設であり、最も遠い調査地点は区域の西側に位置する景観 2 の函館山展望台です。

次に、ページを戻っていただきまして、188 ページをご覧ください。

このページから環境影響評価項目の選定及び非選定理由が示されていますが、答申に特に関わる部分を抜粋してご説明します。

騒音における施設の稼働について、一般的には選定される項目ですが、本事業では非選

定とされています。なお、非選定の理由には、区域と近傍の民家等の位置関係等についての記載はありますが、本事業における騒音発生源に関する記載はありません。

また、水の濁りにおける造成等の施工による一時的な影響も一般的には選定される項目ですが、本事業では非選定とされています。注意書きの1に記載されていますが、国が定めるガイドラインにおいて選定は不要であるとされており、選定しないとされています。

次に、189 ページをご覧ください。

重要な種及び注目すべき生息地における造成等の施工による一時的な影響については、先ほどの水質と同様、一般的に選定される項目ですが、国が定めるガイドラインを踏まえ、選定しないとされています。

最後に、190 ページをご覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場における工事用資材等の搬出入については、一般的には選定される項目ですが、本事業では非選定とされています。なお、非選定の理由は、資材等の搬出入に伴う関係車両の台数は限定的であるとされていますが、具体的な計画台数や現在の交通量などの記載はありません。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただき、続いて資料の説明をいたします。

まず、資料 5-1 の事業者への 3 次質問とその事業者回答について、1 次質問や 2 次質問も含め、答申に係る部分を抜粋して説明させていただきます。

それでは、資料 5-1 の 3 ページの質問番号 2-8 をご覧ください。

1 次質問で、騒音発生源として想定している設備やパワーレベルについて質問し、準備書に記載されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、準備書の記載については検討するとの見解を確認しております。

次に、4 ページの質問番号 3-4 をご覧ください。

1 次質問で、図書では鳥類の渡り経路等が示されていなかったことについての見解を質問しました。これに対して、事業者から、記載抜けであったとして鳥類の渡り経路等について確認した内容が示されました。回答に記載されている別添資料 3-4 は本日の資料としてはご用意していませんが、区域及びその周辺でノスリの渡り経路等が確認されています。

次に、8 ページの質問番号 3-12 をご覧ください。

3 次質問の②ですが、水道事業者に対し、本事業及び工事の内容を説明するとともに、ゴルフ場と取水口の関係性などの過去の経緯も確認し、それらの情報を適切に事業計画に反映することが重要である、また、実際にゴルフ場で行われてきた対策などの管理を確認する必要があると指摘した上で事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、準備書の作成段階において水道事業者と協議を行い、その際に過去の経緯を確認する予定とし、また、土地所有者への確認を行い、太陽光発電施設においても有効と考えられる対策が実施されていた場合には事業計画に反映させますとのことでした。

また、その下の③では、ゴルフ場造成時や営業時における排水管理について、どのよう

な情報を把握されているかについて質問しました。これに対して、事業者から、排水に関する資料は残っていない状況であり、排水に関する調査を行って適切に対応いたしますとのことでした。

次に、9ページの質問番号3-17をご覧ください。

1次質問の内容となりますが、北海道水資源の保全に関する条例について、図書では条例が存在することのみの記載であったため、対象事業実施区域及びその周囲における水資源保全地域の有無について質問しました。これに対する事業者回答では、汐泊取水場の集水域を基に設定された水資源保全地域が対象事業実施区域の一部と重複していることを確認しています。

次に、10ページの質問番号3-19をご覧ください。

1次質問で、図書では示されていなかった山地災害危険地区について質問しました。これに対する事業者回答では、対象事業実施区域の西側の一部が山地災害危険地区と重複していることを確認しています。

次に、11ページの質問番号4-40をご覧ください。

造成等の施工による一時的な影響を要因とした水の濁りへの影響について、環境影響評価項目として選定されていないことに対し、ほかの質問において排水施設を改修することなどが確認されており、太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドラインにおいて想定されているゴルフ場跡地の条件に合致しないのではないかと指摘した上で、改めて環境影響評価項目として選定する必要はないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、環境影響評価項目として選定いたしますとのことでした。

次に、12ページの質問番号4-2をご覧ください。

1次質問では造成等の施工による一時的な影響を要因とした動物への影響について、環境影響評価項目として選定されていないことに対し、専門家等ヒアリングにおいて希少鳥類の繁殖の可能性があることとされていることを指摘した上で、どのような対応を想定されているかを質問し、現地調査にて繁殖等が確認され、工事による影響が大きいと予測された場合には環境影響評価項目として選定するとの見解を確認しておりましたが、3次質問の③では、環境影響評価項目として選定しない場合、その具体的な根拠を準備書に記載することについての見解を質問しました。これに対して、事業者から、環境影響評価項目として選定いたしますとのことでした。

また、2次質問の①及び3次質問の①では、繁殖等の定義について確認し、2次質問の②では適切な調査時期が設定されているかについて確認していますが、3次質問の②ではヨタカの調査時期が適切であるか、また、繁殖をどのように確認する予定なのかを質問しました。これに対して、事業者から、調査時期については文献等で確認した上で専門家へヒアリングを実施して設定しているとのことでした。また、調査手法については、自動録音調査は一般的な手法であり、録音地点の付近で継続的にさえずりが確認される場合は近くで営巢の可能性があることと推察されるとのことでした。本事業における造成等の施工は草

地で実施されますが、伐採、敷きならしを予定している範囲に設定したポイントセンサ地点に自動録音装置を設置し、継続的にヨタカのさえずりが確認され、繁殖の可能性があるかと推察された場合は任意観察調査で当該範囲におけるヨタカの営巣に留意して調査を実施する予定とのことでした。

次に、13 ページの質問番号 4-3 をご覧ください。

1 次質問で、工事用資材等の搬出入を影響要因とした人と自然との触れ合いの活動の場について、環境影響評価項目として選定していないことに対し、サイクリングロードと工事用車両の走行ルートが重複しているため、選定する必要はないかを質問し、2 次質問及び 3 次質問でも質問を重ねていました。これに対して、事業者から、3 次回答の②において、本事業で想定されている大型車の台数について、自転車が通過する間に最大でも 1 台から 2 台であることはアセス対象とならないような小規模の事業と同程度か少ないこと、また、文献から確認されている現況交通量と比べても影響は小さいものと考えたとの見解を確認しました。

次に、15 ページの質問番号 4-5 をご覧ください。

1 次質問で、工事用資材等の搬出入を影響要因とした騒音及び振動について、沿道の状況について現地調査するとされていないことに対し、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、現地調査を実施し、必要に応じて文献調査結果を修正する予定とのことでした。

次に、17 ページの質問番号 4-17 をご覧ください。

2 次質問の①では、水道取水地点の上流に調査地点が設定されていないことに対し、調査地点を追加する必要があるかを質問し、当該取水地点の集水域に含まれる対象事業実施区域への降雨が水の濁りへの主な原因となる表層流として汐泊川へ到達するまでに相当量が浸透すると考えられるなどの見解を確認していましたが、次のページの 3 次質問では、2 次質問で確認した見解を定量的に示すことについて質問しました。これに対して、事業者から、本図書の予測手法で示されている既存資料に基づいて試算した結果、対象事業実施区域からの濁水の到達距離は最長で約 90 メートルであり、約 300 メートル離れた汐泊川まで到達することはないものと想定されることでした。

次に、その下の質問番号追加 4-42 をご覧ください。

地盤の調査、予測及び評価の手法において、簡易的な評価を実施すると記載されていることに対し、山地災害危険地区である地すべり危険地区と重複していることや過去に地すべりを起こした地形が確認されていることを踏まえ、簡易的な評価とすることが妥当であるか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、対象事業実施区域西側においては既存文献を参考に地すべりの活動度について評価することとしますとのことでした。

次に、19 ページの質問番号 4-23 をご覧ください。

1 次質問の②において、図書では動物の踏査ルートが示されていないことについて

見解を質問し、現時点で想定されるルートを確認しています。

次に、20 ページの質問番号 4-27 をご覧ください。

1 次質問で、動物の調査地点について、伐採、敷きならしが予定されている区域に調査地点が設定されていないことについて見解を質問し、調査地点を追加する旨を確認しています。なお、植物についても同様に調査地点を追加することを確認しています。

次に、21 ページの質問番号 4-28 をご覧ください。

3 次質問において、植生の現地調査は秋のみとしているが、春季を追加すべきと指摘した上で、妥当な調査時期が設定されているとする根拠を質問しました。これに対して、事業者から、春季及び夏季にも植生調査を実施いたしますとのことでした。

最後に、22 ページの質問番号 4-32 をご覧ください。

2 次質問で、景観の調査期間について、落葉期のみとしていることに対し、他の季節にも実施する必要はないかを質問し、落葉時に対象事業実施区域が明瞭に視認されることが確認された場合は積雪時の撮影の実施について検討するとの見解を確認しています。

資料 5-1 の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料 5-2 の関係市長の意見をご覧ください。

本事業の関係市は函館市のみです。

函館市長の意見概要ですが、まず、1 の総括的事項についてとして、1 段落目には環境影響の回避または低減の検討を行うことや、地域住民への十分な説明を行って理解を得ることを求める意見などが記載されています。

2 段落目には、函館市環境基本条例の理念に沿って行われることを強く要望する意見などが記載されています。

最後に、3 段落目には、事業の実施に向けては、地域住民や関係団体等の理解が不可欠であることから、丁寧に理解を得るように努めることを求める意見などが記載されています。

次に、2 の個別の環境要素についてですが、(1) は大気環境の状況、(2) は水環境の状況、(3) は動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況、(4) は廃棄物、(5) は土地の安定性であり、それぞれ適切な調査の実施や影響の回避または低減に関する意見が記載されています。最後の(6) は、その他として届出等に関する意見が記載されています。

資料 5-2 については以上とさせていただきます。

続いて、資料 5-3 の答申文(案) たたき台についてご説明します。

まず、前書きについては、風力発電所と同様、1 段落目に事業の特性、2 段落目に地域特性を記載し、3 段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することという流れとしています。

1 段落目の事業特性については、対象事業実施区域が位置する市、区域の面積、そして、太陽光パネルの設置面積及び枚数を記載し、最後に最大出力を記載しています。

2 段落目の地域特性については、ゴルフ場跡地を利用する計画である旨を明記するとともに、2 の個別的事項において記載している区域及びその周辺における希少な動物種に関する情報や区域指定の状況、また、住宅等の設置状況を記載しています。

続いて、1 の総括的事項についてです。

(1) は本事業特有の意見として記載したのですが、本方法書ではゴルフ場跡地を利用し、基本的に造成を実施しないことなどを理由に環境影響評価を実施しないとされている項目が複数ありますが、非選定とする根拠の妥当性が確認できない項目や説明が不十分な項目があることから、その旨を指摘し、環境影響評価項目として選定する必要性について再検討を求める意見としています。

なお、妥当性が確認できないことや説明が不十分であることに対する具体的な意見は、2 の個別的事項に記載しています。

また、最後の段落では、評価項目として選定した場合には、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、非選定とした場合にはその妥当性に係る十分な根拠を準備書に記載することとしています。

次に、(2) ですが、風力発電所の場合に、通常、(1) として記載している内容であり、全体的な留意事項として、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどについて記載しています。

なお、水資源保全地域や山地災害危険地区が図書では示されていなかったことを踏まえ、2 行目の中ほどから、環境に配慮すべき区域を的確に把握した上で記載しております。

(3) は相互理解に関しての意見であり、風力発電所と同様、住民等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(4) は図書の公表についての意見であり、風力発電所と同様、利便性の向上に努めることを求める意見としています。

続いて、2 の個別的事項に移ります。

(1) は騒音及び振動についてです。

アは、工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動に関し、資料 5-1 で沿道の状況について現地調査を実施する旨を確認しているところですが、図書ではそのことが確認できないため、現地調査の実施を求める意見を記載しています。

イは、施設の稼働に伴う騒音の影響について、評価項目として選定されていないことに対する意見です。非選定の理由が不十分である旨を指摘し、本事業で使用する設備の諸元も踏まえ、評価項目として選定する必要性について再検討を求める意見を記載しています。

(2) は水質についてです。

アは、造成等の施工による一時的な影響を要因とした水の濁りへの影響について、評価項目として選定されていないことに対する意見です。資料 5-1 で評価項目として選定する旨を確認していますが、図書に記載されている非選定の理由については妥当であるとは判断できない旨を指摘し、評価項目として選定する必要性について再検討を求める意見を記

載しています。

イは、水質の調査地点について、汐泊取水場の水質への影響を把握するための地点が設定されていないことに対する意見です。水資源保全地域が図書に示されていないことや函館市上水道の取水施設である汐泊取水場について誤った位置が示されていることを指摘した上で、水道事業者と協議の上、適宜、調査地点を追加すること、また、水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずることを求める意見を記載しています。

ウは、対象事業実施区域の大部分が区域内に存在するショウシン川の集水域であり、ショウシン川は汐泊川に流入することから、水質への影響を回避または十分に低減できるような環境保全措置を講ずることを求める意見を記載しています。

エは、風力発電所と同様、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた環境保全措置を求める意見です。

(3)は地盤についてです。

土地の安定性の状況について、図書では簡易的な評価を実施するとされていることに対する意見です。

対象事業実施区域は、図書では示されていない山地災害危険地区と一部重複しているほか、過去に地すべりを起こした地形が確認されていることを踏まえ、専門家等から助言を得ながら適切に調査、予測及び評価を実施することとしています。

(4)は動物についてです。

アは、造成等の施工による一時的な影響を要因とした重要な種及び注目すべき生息地への影響について、評価項目として選定されていないことに対する意見です。資料5-1で評価項目として選定する旨を確認していますが、図書に記載されている非選定の理由については妥当であるとは判断できない旨を指摘し、評価項目として選定する必要性について再検討を求める意見を記載しています。

イは、資料5-1で確認した動物の踏査ルートや調査地点の追加について、図書の記載からは確認できないことから、適切に設定し、その設定根拠を具体的に、かつ、一般にも分かりやすく準備書に記載することを求める意見です。

ウは、風力発電所と同様、哺乳類の捕獲調査についての意見を記載しています。

エは、鳥類について、区域及びその周辺では、文献等から希少な鳥類の生息や繁殖の可能性が指摘されていること、資料5-1ではノスリ等の渡りに関する情報も確認されたことから適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

なお、1行目の後半部分でクマガラ等の希少な鳥類としていますが、改変区域の大部分が草地であるという事業特性を踏まえ、さらに、区域及びその周辺の地域特性を表す希少な鳥類として、どのような情報を基に、どの種を記載するかについては事務局で検討した際に悩んだところですが、事務局案として、図書における専門家等へのヒアリングで確認されており、また、一般意見においても確認される種の中から、レッドリストの категорияが高い種としてクマガラを記載しました。

オは、風力発電所と同様、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても適切な調査等の実施を求める意見としております。

(5) は植物についてです。

アは、植生調査の調査地点について、資料 5-1 で調査地点を追加することを確認していますが、図書からはそのことが確認できないため、伐採、敷きならしが予定されている区域を対象とした調査地点を追加することを求める意見です。また、風力発電所で調査地点の不足について意見する場合と同様、現地の植生タイプや面積に応じて、適宜、調査地点を追加することとしています。

イは、植生調査の調査時期について、資料 5-1 で春及び夏にも実施することを確認していますが、図書では秋のみとされているため、適切な時期に設定することを求める意見です。

ウは、風力発電所と同様、重要種等への配慮を求める意見であり、エも風力発電所と同様、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することなどを求める意見です。

(6) は生態系についてです。

いずれも風力発電所と同様の意見ですが、アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することを求める意見です。

イは、地域の生態系の特徴に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。

(7) は景観についてです。

1 段落目は、現況写真の撮影について、資料 5-1 で積雪時の撮影について実施を検討することを確認していることに関し、適切な時期に行うことを求める意見を記載しています。2 段落目は、風力発電所と同様に、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項を記載しています。

(8) は人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

工事用資材等の搬出入を要因とした人触れ場への影響について、評価項目として選定されていないことに対する意見です。非選定の理由が不十分である旨を指摘し、現況交通量や関係車両の計画台数などを踏まえ、評価項目として選定する必要性について再検討を求める意見としています。

最後に、(9) の廃棄物等についてです。

アは、風力発電所と同様、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見ですが、伐採、敷きならしが計画されている面積が 0.4 ヘクタールであることを踏まえ、残土については記載せず、廃棄物のみを対象とした意見としています。

イは、風力発電所とは異なり、太陽電池発電所では、事業終了後に工作物の撤去または廃棄が行われることが想定されるとして、地形改変及び施設の存在を要因とした産業廃棄

物が参考項目とされており、本事業において評価項目に選定されていることを踏まえた意見です。設備の撤去に当たっては再使用や再生利用に努めることとし、また、発生量などや有害物質の種類を把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としています。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**事務局（川村専門主任）** 事務局からですが、鳥類に関して、このような記載でいいかどうか、確認をお願いしたいと考えております。

答申文（案）たたき台の3ページに当たります（4）の動物のエです。

まず、先ほどもご説明させていただきましたが、1行目に希少な鳥類の代表種としてクマガラを挙げさせていただきましたが、これで支障がないかどうかです。

次に、資料5-1で先ほどQ&Aの内容について説明させていただきましたヨタカやオオジシギの調査手法について、具体的な記載はせず、鳥類全般を対象として適切に調査、予測及び評価を実施することとしておりますが、特別に留意事項として追記する必要はないかどうかです。

これらについてご意見をいただければと思います。

○**澁谷会長** 鳥類に関しては白木委員か先崎委員かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○**先崎委員** メールでも質問をいただいていたのですが、先ほど入ったばかりで、資料はざっと目を通してはいるのですが、的外れだったら申し訳ありません。

ヨタカとオオジシギに関して私がいろいろと質問していますが、調査の内容について、例えば、時期や時間です。ヨタカやオオジシギは薄明薄暮や夜間に活動するので、そういった時刻に適切な調査をしてほしいです。適切に調査、予測及び評価を実施することと書いているのですが、この事業者はヨタカやオオジシギを対象とした調査をしっかりと実施すべきとは認識していない感じでしたので、なるべく具体的に書いていただけないかなと思います。

また、クマガラは悩ましいなと思っています。確かに、そばにいる一方で、事務局からメールでいただいていたのですが、草地がメインなので、谷地形みたいなところに営巣木がない限りはそんなに影響がなさそうだと個人的には思っています。ここは白木委員の意見を聞いてみたいと思っています。

○**事務局（川村専門主任）** 今、先崎委員から夜間等に活動する鳥類の調査の時期や時間についての意見を追加するというご意見をいただきました。具体の文案については後ほどメールでご相談させていただきたいと考えておりますが、エの最後の部分に「特に」として追加するような文案を作成したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**澁谷会長** 白木委員は特にございせんか。

○白木委員 希少種のところですよ。

あえてクマガラを書くべきかどうかですが、ほかに希少種として特にここに書かなければならない種が今の状態からは私にも分かりません。

例えば、「希少な種をはじめとする鳥類の生息への影響について」の「生息への影響」の前に、希少種をはじめとする鳥類の生息が明らかとなった場合には、生息への影響について予測及び評価を実施することとしたほうがいいかもしれないですね。

○事務局（川村専門主任） 今いただいたご意見の趣旨について確認させていただきたいのですが、2段落目で「このため、希少な種をはじめとする鳥類の生息への影響について、専門家等から助言を得ながら適切に調査」としており、いるかどうかも含めて適切に調査をすることを求める意見は入っていますが、それとは別にとということでしょうか。

○白木委員 クマガラと上に書いてあるので、確実にクマガラがこの対象事業実施区域に生息しており、それを踏まえて生息への影響について評価を実施するというふうに読めてしまうのです。クマガラはいるかもしれないけれども、この対象事業実施区域にいるかどうかは分からないわけですよ。

○事務局（川村専門主任） 「クマガラ等の希少な鳥類の生息に関する情報が得られており」という表現が区域及びその周辺で間違いなく確認されるようにも読めてしまうので、確認される可能性があるという文言に修正したほうがよいというご意見と理解してよろしいでしょうか。

○白木委員 対象事業実施区域にもいるかもしれないですが、環境を見ても確実にいるとは言えない感じもしているのです。ですから、クマガラ等の希少な鳥類がいる可能性も指摘されている、また、その生息確認が必要で、クマガラに限らず、希少種がいた場合には、そういった希少種への影響について適切に調査、評価をすることというような流れではないかがでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 「クマガラ等の希少な鳥類の生息」の部分ですよ。「希少な鳥類の生息や」にするのか、「生息のほか」にするのか、迷っていますけれども、「関連する情報が得られており」を削除して、「希少な鳥類の生息やヨタカやオオジシギなど繁殖の可能性も指摘されている」とつなげると、生息についても可能性が指摘されているというふうに読めないかなと思ったのですが、そういう修文の仕方でも差し支えないでしょうか。

○白木委員 ごめんなさい。ちゃんと理解できませんでした。

○事務局（名畑課長補佐） 今、川村からお話ししたのは、一つ目の段落で、クマガラ等の希少な鳥類の生息についても可能性の情報があるというような文言へ修正し、その上で「このため」以下についてですが、このままだでも生息状況も含めて適切に調査せよということを用意したものであります。先ほど、白木委員からは「生息状況を明らかにした上で」という言葉を追加したらというご意見だったのですが、これまでのこの書き方も踏まえ、適切に調査という言葉でそれが含まれていると解釈させていただいて、1段落目の書き方

の修正で対応させていただくことでいかがでしょうか。

○白木委員 それで全然問題ありません。

○事務局（川村専門主任） 修正の文案については後ほどメールでお送りしますので、確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問はございませんか。

○押田委員 去年、私の学内で、アカゲラかなと思ったら、クマゲラがいて、びっくりしました。

これは、希少な鳥類の生息に関する情報と読んだときに、そこで営巣し、ちゃんと存在しているというイメージになるのですが、ヒアリングによって、たまたまクマゲラがここに来ていて、餌か何かをついばんでいるような、ドラミングか何かをしているのを見たというようなイメージで書かれているのですか。

○事務局（川村専門主任） これまでの答申文（案）において、営巣や繁殖の場合にはその文言を使用して、それ以外にたまたまこの辺で見かけることがある、餌場として飛んでくるだけという場合には、生息という広い意味で捉えられる文言を使用しております。

○押田委員 クマゲラは非常にインパクトの強い鳥になりますので、今まで使っていた生息という文言が強く感じられてしまうといいますか、恣意的なニュアンスが何となく感じられるのです。生息に関する情報がある、目撃されたことがある、観察されたこともあるなど、表現をちょっと軟らくするだけでも捉え方が随分違ってくるのかなという気がしたという私の感想です。そんなニュアンスでいいかなという気もするのですが、どうでしょうか。

○事務局（川村専門主任） この場ではどういう対応をするか、すぐにお答えできないのですが、今いただいたご意見を踏まえ、修正文案を検討したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 3次質問のQ&Aに関しては特になかったのですが、答申文（案）については、動物のエのヨタカ、オオジシギについてももう少し書き加えたほうがいい、また、「クマゲラ等の希少な鳥類の生息に関する情報が」というところを訂正するという方針で検討したいと思います。

先ほどの押田委員のご意見もその表現の変更で対応できるのではないかと聞いておりましたが、それも含めて事務局で検討し、私と委員の皆さんに相談しながら文章を修正することにしたいと思います。

そして、最終的な修正に関しては私にご一任をいただいて、後日、知事に答申をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

それでは、ここで5分間の休憩を取ります。37分ぐらいから再開いたします。

[休 憩]

○**澁谷会長** 時間になりましたので、再開いたします。

議事の（６）に入ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております枝幸ウインドファーム（仮称）環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から主な３次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（道場主任）** 本事業ですが、昨年１０月に道に送付され、１１月７日付で審議会に諮問させていただいております、今回は３回目の審議となります。

まず、事業の概要を、図書を用いて説明させていただきます。

黄色の図書の４ページをご覧ください。

単機出力が４,３００キロワット程度の風力発電機を最大１０基設置する計画で、総出力が最大４万３,０００キロワットとなっております。

区域の位置は次のページに書いてあるとおりで、枝幸町歌登に位置しており、赤い点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置となっております。改変区域ですが、既に方法書で出ていまして、２０ページに記載がありますので、そちらをご参照ください。

また、図書の２４ページと２５ページを見ますと、大型資材と工事用資材等の輸送路の図があります。こちらは後ほど答申文（案）たたき台で紹介させていただきますが、２９ページに対象事業実施区域及びその周辺における風力発電事業ということで、（仮称）中頓別陸上風力発電事業があります。こちらは過去に審議会で審議していただいているものですが、中頓別の事業の工事用資材等の輸送路が本事業の輸送路と一部重複している部分があります。歌登市街地から本事業の枝幸のウインドファームの事業地に向かって４キロメートル程度で、本当に一部ですが、重複しています。

続きまして、区域及び周囲の概況についてです。

動物について、１００ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップの図ですが、区域内は海ワシ類の生息情報によって注意喚起レベルＢになっていまして、隣接メッシュが集団飛来地の情報によって注意喚起レベルＡ２及び注意喚起レベルＡ３となっております。

また、１０２ページをご覧くださいと、周辺が海ワシ類やハクチョウ類の渡りのルートとなっております。

次に、植物について、１０８ページをご覧ください。

区域全体を見ると植林地が多いのですが、東部に植生自然度９のトドマツ－ミズナラ群落が存在しているほか、シラカンバ、ダケカンバの群落が点在しております。植生自然度の図が１１１ページに載っておりますので、そちらをご参照ください。

次に、河川水の利用について、146 ページをご覧ください。

周辺河川の状況が載っております。特に今回の区域にはかぶってはいないのですが、周辺に北見幌別川が流れておりまして、こちらではさけ・ます増殖事業が行われております。

次に、配慮が特に必要な施設、住宅等について、150 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設については風力発電機の設置予定位置から 4.4 キロメートル北に福祉施設が存在しております。住宅の最近接となる場所は区域北部にある住宅になりまして、風力発電機の設置予定位置からは 1.3 キロメートルの離隔距離となっております。

最後に、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、332 ページをご覧ください。

まず、主要な眺望点ですが、垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある場所にはふれあいの森キャンプ場などの眺望点のほか、人と自然との触れ合いの活動の場にも選定されているふれあい公園交流ハウスなど、身近な眺望点が区域周辺に存在しております。

簡単ですが、事業概要については以上といたします。

続いて、資料 6-1 を用いまして、3 次質問の事業者回答と答申文（案）たたき台に関する質疑について、簡単にかいつまんでご説明いたします。

まず、10 ページの質問番号 4-2 をご覧ください。

上位性注目種の餌資源についてということで、エゾリス等の小型哺乳類を餌としている可能性についての意見があったということで、本種の調査方法について、営巣木周辺での踏査による採食痕の確認や巣内の採食痕の確認を行うという回答をもらっていたのですが、この手法は小型哺乳類等の利用状況を確認するために適切かどうかを伺いました。これに対して、事業者から、ある程度把握することは可能と考えているが、採食痕の確認が難しく、注目種の餌運び等の行動からも餌動物に関する情報が得られない場合は、再度、専門家に相談し、餌動物を把握するための手法を検討しますとの回答をもらっております。

次に、16 ページの質問番号 4-29 をご覧ください。

1 次質問の内容ですが、植生調査についてということで、ブラウーンブランケによる植物社会学的方法の調査における代表的な群落に設置するコドラートの話ですが、図書に具体的な記載がないので、1 群落当たり何か所設置する予定かを確認しました。これに対して、事業者から、1 群落当たり 3 か所を基本としているが、対象となる群落の規模や分布数によってコドラート数は適正に設定しますとの回答をもらっております。

次に、17 ページの質問番号 4-33 をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてで、先ほど紹介したふれあい公園交流ハウスを調査地点に選定しない旨の記載となっていることについて質問しておりまして、1 次質問で記載誤りであるとの回答をもらっていて、準備書では調査地点に選定されるのかを伺いました。これに対して、事業者から、調査地点として選定し、準備書において記載内容を修正するとの回答があったので、本地点を答申文（案）たたき台の人と自然との触れ合いの活動の場の項目で採用しております。

簡単ですが、3次質問と事業者回答の説明は以上といたします。

続きまして、資料6-2の関係町長の意見について簡単に紹介いたします。

本事業の関係町は枝幸町のみとなっております。

意見内容なのですが、総括的事項にて地域住民の理解と協力が必要不可欠であることに触れ、個別的事項にて、住民との相互理解の内容を中心に各項目に対し意見が記載されております。

まず、騒音、振動、風車の影について、施設及び住宅からの距離を十分に確保し、住民の不安や懸念を丁寧に解消することによって必要な対策を講じることとあります。

また、動物、植物及び生態系では、自然林の存在、オオワシ、オジロワシの生息情報に触れられておりました。景観ではフォトモンタージュの活用によって地域住民への丁寧な周知、説明について記載がございます。

その他、電波障害や水質、酪農関係、乳牛などの家畜への影響の懸念に関する意見がありまして、最後に、意見、要望等に対する対応についての項目にて、住民意見の大半は大型風力発電機の設置による自然環境や生活への漠然とした不安から事業者に対して説明を求めるものであり、今後もこうした意見、要望が数多く寄せられるものと推測されることから、事業者においては住民不安を解消するための丁寧に分かりやすい説明により一定の住民理解の下で円滑な事業の推進に努めてほしいという意見がございました。

資料6-2についての説明は以上といたします。

最後に、資料6-3の答申文（案）のたたき台についてご説明します。

たたき台は、これまでの審議の経過等を勘案するとともに、Q&Aも参照し、作成しております。

まず、前書きですが、1段落目に面積、出力、発電機の諸元等を記載しており、2段落目で後に説明します個別的事項に関する事など、重要な自然環境のまとまりの場や希少鳥類の生息等について記載しております。3段落目で、以上を踏まえ、次の事項についての的確に対応することとしております。

まず、総括的事項についてですが、(1)として、個別的事項の内容を十分に踏まえ、評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること、重大な環境影響を回避、十分低減できない場合、もしくは、回避、低減できることを裏づける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など、計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避、低減することを求めておりました。こちらは従来どおりの記載としております。

次に、(2)で、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること、最後に、(3)で図書の開示について、印刷、ダウンロード及び縦覧期間終了後の継続的な公表を求めております。

次に、2の個別的事項になります。

まず、（１）は騒音及び振動についてです。

風車の配置の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどにより、影響を回避、十分低減すること、施設稼働後に生活環境への影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

先ほど区域概況の説明の際に累積的影響が懸念される周辺他事業について触れたのですが、本事業周辺には離隔距離はあるのですが、（仮称）中頓別陸上風力発電事業の方法書に記載されていましたが工事用資材等の輸送路と枝幸ウインドファーム（仮称）の輸送路の一部が重複することから、他の発電事業と工事時期及び利用区域が重複する場合は、当該事業との騒音、振動の累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価をすることも今回は求めています。

次に、（２）の水質についてです。

アでは、区域内にさけ・ます増殖事業が行われている北見幌別川の集水域が含まれていることから、水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避するなど、環境保全措置を講ずること、イでは、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとなるように意見をしております。

次に、（３）は風車の影についてです。

住宅が区域周辺にあるので、できる限り離隔することなどによって影響を回避または十分低減すること、施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることがあるので、風車の適正な配置や構造等の検討を含め、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めています。

次に、（４）は動物についてです。

本事業では踏査ルートが示されておりまして、改変予定の区域がおおむね網羅されていることから、踏査ルートへの言及はせず、アにて適正な調査地点、範囲、トラップ数についての意見を述べ、イでは、コウモリ類のバットストライクの影響について適切に調査、予測、評価を実施すること、ウでは、オジロワシ、オオワシの生息や集団飛来地に関する情報、また、ハクチョウ類の渡りを挙げておりまして、バードストライクや移動経路の阻害等への影響について適切に調査、予測、評価を実施することを意見しております。

こちらは従来の記載と順序が若干異なるのですが、区域周辺にてEADASのセンシティブティマップにおける注意喚起レベルAのメッシュが確認されている旨を意見に付しております。

最後に、エで、各分類群において適切に調査を行うよう求めています、こちらは従来どおりの記載としております。

次に、（５）の植物についてです。

アでは、先ほど説明したように、図書内でコードラートが示されていないことに触れておりまして、適切に予測、評価できるルート、地点の設定について求めています、イでは重要な植物種や群落の回避を最優先することを意見しております。ウでは、外来植物が

拡大、侵入しないよう、施工方法や拡散防止対策を検討し、準備書に記載する旨の意見としておりまして、いずれも従来同様の記載となっております。

次に、(6)の生態系についてです。

まず、アにて、現地調査の結果に応じて注目種や餌資源を見直すことを含めた検討をして、その経緯を準備書に示すことを求めており、イでは、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえること、採餌に係る影響の予測の際には、施設の存在や稼働、工事が餌種やその生息環境に与える影響についても評価に含めること、ウでは、改変を最小限とすること、植生自然度の高い区域や鳥類や哺乳類のねぐらとなる樹林地等の存在を確認し、回避を最優先に環境保全措置を検討するよう求めておりまして、こちらも従来と同様の記載としております。

次に(7)の景観についてです。

ここでは四季を通じて風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件でフォトモンタージュを作成することを求めた意見としております。

次に、(8)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

こちらも先ほど騒音及び振動の項目で触れたとおり、工事用資材等の輸送路と本事業の輸送路の一部が重複する可能性がある事業があるということから、アクセス特性への影響が懸念されるふれあい公園交流ハウスを挙げまして、利用状況や累積的な影響について十分に調査し、適切に予測及び評価を実施するよう求めております。

最後に、(9)の廃棄物等についてです。

従来どおり、廃棄物や残土の発生抑制に努め、最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じて適切に調査、予測及び評価を実施するよう求めております。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文(案)たたき台も含めまして、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からのご意見やご質問をお願いいたします。

○先崎委員 答申の(4)の動物のウと3次質問の質問番号4-3についてです。

希少な鳥類としてオジロワシやオオワシを挙げられているのですが、ウの希少な鳥類であるオジロワシやオオワシなどの生息及び海ワシ類の集団飛来地に関する情報のほか、希少なフクロウ類の生息状況も得られていますというようなことを入れていただけないかなと思いました。

それに関するものが3次質問の質問番号4-3です。これはキンメフクロウですが、ほかにも希少なフクロウがいる可能性がある場所だと思っております、しっかりと調査していただけるようにここで言うておくことが大事ではないかと思っております。

○事務局(道場主任) (4)の動物のウについて、今のところ、オジロワシやオオワシ、海ワシ類の集団飛来地を挙げられているのですが、キンメフクロウを例に挙げ、希少なフクロウ類も入れたほうがよいということですか。

○先崎委員 例えば、キンメフクロウを入れるのだったら、キンメフクロウ等の希少なフ

クロウとしていただいたほうがいいですね。種を絞らないでほしいなという思いがあります。

○事務局（道場主任） では、種を絞らないようにします。

○先崎委員 Q&A で出てきているのはキンメフクロウだと思うので、種名を出すならキンメフクロウ等で進めてほしいなと思います。

○事務局（道場主任） 今、記載されているオジロワシ、オオワシと海ワシ類に希少なフクロウ類を追加し、答申文（案）をつくりたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかに意見がないようですので、今、先崎委員からご指摘があったところの修正を事務局と委員で進めていただきたいと思います。

最終的な文言は私にご一任をいただいて、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、議事の（7）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）檜山陸上ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書です。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） こちらの配慮書の事業は、昨年12月に道に送付され、12月3日付で本審議会へ諮問させていただいているもので、前回に引き続き、本日が2回目の審議となります。

こちらについても、事業の概要について、図書を用いて説明します。

青い図書の4ページと5ページをご覧ください。

こちらの事業は、上ノ国町及び松前町に単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を30基から40基設置する計画でありまして、総出力が最大24万キロワットとなります。

区域の具体的な位置は松前町北部と上ノ国町南部となっております。

次に、25ページをご覧ください。

区域周辺の他事業の位置が示されているのですが、約5キロメートル離れた位置に上ノ国第二風力発電所がありまして、区域南部には今年度に準備書手続の審査を行っております（仮称）松前2期風力発電事業がございます。また、沿岸部に沿って檜山沖の洋上風力発電事業が幾つか計画されている状況です。

続きまして、区域及びその周囲の概況ということで、動物について、82ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップの図がありまして、区域内のメッシュがイヌワシ及びクマタカの生息情報によって注意喚起レベル A3 及び B となっております。

次に、植物について、96 ページをご覧ください。

区域内は、チシマザサ・ブナ群団やエゾイタヤシナノキ群集等の分布によって植生自然度 9 となっているほか、一部、ササ群落の分布によって植生自然度 10 の部分が存在しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、115 ページをご覧ください。

特定植物群落である松前―江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林の大部分、そして、館野鳥獣保護区のほぼ全域が事業実施想定区域と重複しているほか、保安林が同区域のほぼ全域を占めております。

次に、周辺の漁業利用や河川の利用について、135 ページをご覧ください。

まず、漁業利用ということで、区域北部にある石崎川でさけ・ます増殖事業が行われていると書かれています。めくっていただき、139 ページには河川、湖沼及び海域の利用状況の図がありまして、石崎川とその支流である小砂子川についても保護水面となっていることが確認できます。

次に、配慮が特に必要な施設について、143 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設は、上ノ国町立石崎診療所で約 0.8 キロメートル、区域の北部にあります。住居等は、風車と再近接になる場所で約 0.5 キロメートルの離隔距離となっております。

次に、187 ページをご覧ください。

国土防災関係の図になるのですが、区域北部に土砂災害警戒区域が存在していることが分かります。

最後に、景観について、285 ページをご覧ください。

主要な眺望点についてですが、周辺は身近な眺望点を含めて計 6 地点が選定されておまして、北部にある石崎地区の集落からの眺望が最も垂直視野角が大きく、角度が 12.6 度となっております。

図書概要は以上といたします。

続いて、資料 7-1 を用いまして、2 次質問の事業者回答について、答申文（案）たたき台に関するものも含めてご説明いたします。

まず、3 ページの質問番号 2-6 をご覧ください。

区域の絞り込みに関する質問で、2 次質問の③にて、区域の大部分が植生自然度の高い地域や保安林になっていることで事業に適した土地と言えるのか、見解を伺いました。これに対して、事業者から、新規造成予定地の大部分が尾根部であって、土砂流出防備の観点から、後背地が少なく、施設の排水対策や土砂流出防止対策等によって保安林機能を損なわない設計が可能と考えている、また、植生自然度の高い地域に対しては、今後、現地調査によって現状の植生の確認を踏まえ、可能な限り自然度が高い区域を避けて計画、ま

たは、移植可能な植物を移植することで森林機能を損なわない設計が可能と考えているとの回答をもらっております。

また、④で既存林道の位置に関する質問をしております。これに対して、事業者から、現在調査中の作業道及び歩径路が資料 7-2 で示されております。今後、新設を検討するに当たって、既存林道のルートを踏まえた計画で考えており、雪解け後、森林基本図や空中写真での判読を踏まえる旨の回答をいただいております。

次に、6 ページの質問番号 3-4 をご覧ください。

イヌワシに関する質問になるのですが、本種が繁殖する可能性があるということを念頭に周知の用意が必要と考えます、こちらを踏まえ、本種の生態を踏まえた調査計画とする予定はあるのか、また、前倒しの調査の実施の予定について伺っております。これに対して、事業者から、毎年繁殖しないこと、季節的な行動圏の変化など、イヌワシの生態に合った調査となるよう、専門家の助言を得ながら検討し、検討結果は方法書に反映します、なお、前倒し調査の実施については未定との回答をもらっております。

次に、8 ページの質問番号 3-9 をご覧ください。

1 次質問にて、さけ・ます増殖事業が行われている石崎川及びその支流が含まれているほか、水道用水の取水地点の集水域が含まれていることに対する見解を伺っております。これに対して、事業者から、方法書にて工事中の水質の影響を把握できる水質調査地点の設定、準備書では水質調査、予測及び沈砂池等の環境保全措置の必要性の評価を想定している旨の回答をいただいております。2 次質問では、調査地点の設定に当たって、ヒアリングの必要性を確認しているのですが、方法書手続までに実施する旨を確認しております。

次に、10 ページの質問番号 4-1 をご覧ください。

超低周波音に関する強い不安や懸念を持つ住民等から説明を通じて理解を得るためには、全ての事業に共通する一般的な内容の説明だけでなく、本事業に係る区域設定や諸元、住居や地形の状況等を踏まえた説明を行うことが重要だと考えます、また、不安や懸念を持つ旨を意見した住民以外にも同様の不安等を持つ住民が存在する可能性を考えると、一個人の意見として捉えずに対応が必要ではないかということで、前回の審議会で意見があったことに対して、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、個別対応については、不安や懸念の内容に応じて、一般的な内容の説明のほか、区域設定や諸元、住居や地形の状況を踏まえた説明を行う方針だとのこと。また、同様の不安等を持つ住民が存在する可能性を念頭に、アセス手続の次の段階の説明会やその他地域自治会等を対象とした説明会において実施区域周辺の状況を踏まえた説明を行う方針であるとの回答をもらっております。

簡単ですが、3 次質問と事業者回答の説明は以上といたします。

続きまして、資料 7-3 の関係町長の意見について簡単に紹介いたします。

本事業の関係町は、松前町と上ノ国町になります。

資料の順に説明していきます。

まず、松前町長の意見ですが、住民等への積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、十分な理解を得ることを（１）としており、騒音や振動、水質、土壌及び地盤等に関し、影響がないよう留意してほしい旨の意見、そして、白神岬周辺に関する意見が提出されていることを踏まえ、鳥類やコウモリ類への影響に留意すること、また、特定植物群落が含まれていることから土地改変の際は十分に留意してほしい旨の意見となっております。

ページをめくっていただきまして、上ノ国町長の意見ですが、別のエリアでも風力発電事業を計画していることから、輸送路や送電線などの事業の詳細について情報共有を図るよう意見が出ております。

資料 7-3 についての説明は以上といたします。

最後に、資料 7-4 の答申文（案）のたたき台についてご説明いたします。

こちら、先ほどの事業同様、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A 等を基に作成しております。

まず、前書きになるのですが、１段落目は面積、出力、発電機の諸元等を記載し、２段落目で個別的事項に関する事とということ、自然環境のまとまりの場や希少鳥類の生息について記載しており、３段落目で、以上を踏まえ、次の事項についての的確に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、（１）として、個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した専門家の助言を得ながら、調査や科学的根拠に基づく予測及び評価を実施して計画に反映させること、重大な環境影響を回避、十分に低減できない場合は、事業規模の縮小などの見直しを行い、確実に環境影響を回避、低減することを求めています。

次に、（２）ですが、この事業において、区域の絞り込みの過程で可能な限りという言葉が結構出てくるのですが、不十分で分かりにくいこと、また、特定植物群落の大部分及び鳥獣保護区のほぼ全域が事業実施想定区域と重複しているほか、保安林が同区域のほぼ全域を占めていることを挙げ、方法書では分かりやすく絞り込みの過程を記載することを求めています。

（３）では、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定することを求めています、（４）では、相互理解促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や説明に努めること、最後に、（５）で、図書の公開について、図書の印刷、ダウンロードや縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

次に、個別的事項です。

（１）は騒音及び風車の影についてで、住居や医療機関等が区域周辺に存在しているということから、適切な方法による調査、予測及び評価の実施、風車と住居等の離隔距離を取ることを求めています。

（２）は水質についてで、区域内に上ノ国町及び松前町の水道水源の集水域が含まれていること、また、保護水面である石崎川やその支流が含まれていることから、濁水等の防

止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどによる影響の回避、低減を求めています。

(3) は動物についてで、アでは、イヌワシやクマタカ、コヤマコウモリの生息情報を挙げ、詳細な調査を行うことや影響を適切に予測及び評価することを求めています。その際、イヌワシの生態に関して留意することとして、今回は従来の記載に追記しております。

イでは、従来どおりの記載となっておりまして、各分類群の専門家等の助言を得ながら動物相を的確に把握し、予測、評価を実施するよう求めています。

次に、(4) の植物及び生態系についてで、アでは、植生自然度の高い群落のほか、特定植物群落、鳥獣保護区、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることを挙げて、影響の回避、低減を求めている、これらのまとまりの場と大きく重複していることを後段で特出ししております。

イでは、従来どおりの記載で、専門家等の助言を得ながら植物相を的確に把握して予測、評価を実施するよう求めています。

ウでは、生態系に関する意見で、区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測、評価を実施すること、注目種やその餌資源の好適な生息地の改変を避けることを求めています。

最後に、(5) の景観についてです。

まず、アでは、パンフレットやホームページの情報のほか、ヒアリングを実施することで調査地点の再検討をするように求めています。

イでは、石崎地区集落等からの垂直見込角が大きいということを挙げて、これら景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文(案) たたき台も含め、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からのご質問やご意見を願いたします。

○押田委員 動物のアのコヤマコウモリなどの希少なコウモリ類の生息に関する情報について6行目に書かれています。このままでもいいかなとも思うのですが、論文情報では実際にバットストライクが起きているという記録もあるので、コヤマコウモリなどの希少なコウモリ類の生息に関する情報及びバットストライクによる死亡事例など、何でもいいのですが、入れると効果的かなという気がします。蛇足になりそうですが、いかがでしょうか。

○事務局(道場主任) 今の意見についてですが、学会などからまさに上ノ国町でコヤマコウモリの死骸が見つまっているという旨の情報があることは事務局でも把握しておりますし、多分、専門家ヒアリングをしているのですが、多分、そこでも専門家が指摘しているのかなと考えております。

ただ、今回は図書の情報を参考にしているということです。245 ページのヒアリングのところでもコヤマコウモリの話が出てきているので、これら図書の情報を文章に反映しており、今おっしゃっていただいた情報もここに含めて整理しております。

○押田委員 先方はそれをよく承知されているので、このようにまとめられているということなのですか。

○事務局（道場主任） はい。

○押田委員 それでしたら、これでいいかと思えます。

○澁谷会長 1点、気になることがあります。

資料 7-2 ですが、現存の路網なののでしょうか。調査中と書いてあって、一体何が示されているのかがよく分からないのですが、ほとんど現存している路網がないように思える図なのです。ただ、基数が結構多く、20 基から 30 基が予定されていますので、ほぼ全域に建ってしまうのかなと思います。

加えて、特定植物群落や鳥獣保護区が入っていて、ほとんどが保安林であるという区域に 20 基から 30 基を建てると道路を作設しなければいけないのではないかと思うのですが、この資料 7-2 の図はどう見たらいいのですか。

○事務局（道場主任） まず、この図の根拠となる Q&A が資料 7-1 の 3 ページの質問番号 2-6 となります。その④で得た資料になりまして、ちょっと分かりにくかったのですが、今回出てきた図は、今、現地に入って確認しているため、調査中と書いており、現状、確認している作業道や歩径路だということです。

風況観測塔を設置するとき実際に入って、ここまでは確実に道があることを事業者は確認しているということなのですが、まだ配慮書段階なので、詳しく現地に入っていないので、今は文献等の情報で把握している段階かなと思われれます。

実際に、現時点でまだ既存林道との仕分けが難しいようです。積雪しているという状況もあるのですが、春、雪が解けた後、森林基本図や空中写真の判読も踏まえ、ほかの林道も含め、しっかりと調査していく旨の回答をもらっていますので、方法書段階では林道等の状況がもうちょっと分かってくるのではないかなと考えております。

○澁谷会長 私が言いたいのは、答申文（案）などに関わることではないのですが、まず、既存の路網を早くしっかりと把握し、その上で、新規に開設しなければいけない路網がどれくらいあるのかを把握してほしいということです。路網が入っていないとすると、ここは地形的に非常に厳しいところなのかもしれません。そうしますと、開設される路網の予定線を、加えて、保安林機能や鳥獣保護区、それから、特定植物群落に対し、どうやって影響を回避するのか、これは方法書の話になると思うのですが、早い段階からできるだけ具体的に聞いていく必要があるなと思ったのです。

これは今日の議論ではないですが、それを事務局に留意していただければと思います。できるだけ方法書の早い段階で対応してもらえればありがたいです。この事業は大丈夫なのかといいますか、影響が大きくなり過ぎる可能性がないのかなという懸念がありますの

で、今日、そういう発言をさせていただきます。

ほかの委員の皆様からご意見やご質問はございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 ないようですし、先ほどの押田委員の質問も文章を修正する必要までなさそうですので、この案件については、今のところ、このままで答申することにしたと思います。

この後、文言の修正等が出てくるようなことがありましたら、私にご一任をいただいて、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

これで予定されている議事は終了となります。

特例的になってしまいますが、今日、審議をいただいた苦東厚真の件についてです。今はいらっしゃるのですが、これまで非常に多くの意見をいただいていた先崎委員が出席できていませんでした。もし先崎委員から何か発言したいことがありましたらここで発言をしていただければ結構です。

今日の審議によって答申文(案)について修正が何か所かありましたし、ちょっと厳しい書き方を求めるような修正が1か所入っております。

先崎委員から何かご発言はございますか。

○先崎委員 ちなみに、どのあたりが厳しくなるのですか。

○事務局(名畑課長補佐) 1の総括的事項の(4)の相互理解の促進について、公聴会を開催した結果、反対の方々が多々いらっしゃったことを含め、「地域住民等との相互理解の促進を図ること」というところをもう少し厳しく書くべきではないかというご意見をいただきました。

そのほか、海ワシ類という言葉の修正、また、タンチョウへの影響について、事前の工事の段階で、事業者の工事がタンチョウの営巣に影響したのではないかということも盛り込んだらどうだということ、そして、バットストライクとバードストライクに関し、この事業がさもこのまま進む前提で書いているところがありましたので、ちゃんと影響を低減できた場合においては事後調査としてこういうことを考えなさいというような表現に変えるべきといったご意見をいただきました。

今後、事務局で調整し、各委員、そして、会長と相談した上で最終の答申に持っていこうというご議論をいただきました。

○先崎委員 私も十分に厳しく書いていただいていると思っています。

ただ、最後の最後まで事業者の回答は的を射ておらず、曖昧で、非常に影響が懸念される状況に変わりないと思っています。このまま進むと本当に審議会の意味がないと私自身は捉えているので、皆さんも気になるところがあればぜひ指摘していただければすごくありがたいなと思っています。

総じて、私もそんなにこの審議会に関わっていないですが、今まで関わってきたものの中では極めてずさんで影響が懸念されるものかなと思っています。これがそのまま進んでしまうと、ほかの事業に対しても悪影響が出るといいますか、これでいけるのだと思われないか、非常に懸念しています。

今日の審議が終わり、答申が出されたら、委員から意見はできないと思うので、できる限り強い文言で書いていただきたいと私も思います。

○**澁谷会長** この件の審議のときにも話があったのですが、我々ができるのは答申までとなりますし、事業の妥当性についての判断は我々が下すことではないので、あくまでアセスが適切に行われているかどうかを審議することになります。残念ながら、この後、知事に答申すると、我々といえますか、北海道としてはほとんどタッチできません。あとは、環境大臣、経産大臣の意見書が出て、それを事業者がどう受け取って、評価に進むのかどうかということが説明されております。

多分、答申には期限がありますので、そんなに時間はないと思いますけれども、この苫東厚真の件だけではなく、今日の審議会ではご発言がなかったのですが、会議終了後でも、気になることがあれば、早急に事務局に伝えていただければと思います。必要があれば答申文（案）の修正等を行う場合もあるかなと思います。

それでは、今日の審議はこれで全て終了といたします。

事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

○**事務局（名畑課長補佐）** 委員の皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。次回の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいておりますが、第11回を3月26日水曜日に予定しております。

お忙しいところ、申し訳ありませんが、ご予定の確保をよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○**澁谷会長** それでは、今日の審議会はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上